

# 安芸市教育振興基本計画

～生涯を通じて

心豊かに安心して学べるまちづくり～



2019 年度～2023 年度

安芸市教育委員会

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付けと期間	2
第2章 基本構想	
第1節 基本理念	3
第2節 基本目標	3
第3章 学校教育	
第1節 学校教育の基本目標	4
第2節 学校教育の現状と課題	4
1 学力・学習の状況	4
2 生徒指導上の諸課題	8
3 体力・運動能力の状況	10
第3節 子どもたちの「生き抜く力」の育成	11
1 「確かな学力」の確立	11
2 「豊かな心づくり」の推進	16
3 教育相談の充実	18
4 「健やかな体づくりと食育」の推進	22
5 保幼小中高の円滑な接続	24
第4節 子どもたちの安全確保と防災教育の推進	26
1 「危機管理体制」の確立	26
第5節 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	28
1 夢や志を育む取組	28
2 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築	29
3 PTAとの連携強化	31
4 子どもたちの夢や志をかなえる基礎となる力の育成	32
第4章 生涯学習	
第1節 生涯学習の意義	33
1 生涯学習の基本的な考え方	33
2 生涯学習と社会的背景	33
3 生涯学習をめぐる国の動向	34
4 安芸市の目指す生涯学習社会	34

第2節	生涯学習社会づくりのための基本施策	35
1	生涯学習基盤整備の充実	35
2	生涯各期における生涯学習の推進	37
3	家庭教育の推進	41
4	学校教育との連携	42
5	公民館活動の充実	44
6	スポーツの振興	45
7	文化芸術の振興	49
8	図書館等の活用を通じた生涯学習の推進	53
9	交流活動の推進	54
10	人権教育の推進	55
第5章	青少年育成	
第1節	青少年の健全育成	58
1	国の動向等	58
2	青少年の健全育成	58
3	放課後対策の充実	61

《資料》

安芸市の人口推移及び人口推計、安芸市立学校児童・生徒数推移

安芸市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

安芸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

#### 変化する社会への対応

現代は、社会・経済・文化のグローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化等、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、新しい考えや仕組みを生み出す力が求められています。

このような社会にあって、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、理解し、新たな価値につなげていくことが重要です。また、すべての人が学び続け、必要な資質・能力を身に付けていくことも重要です。

#### 人口減少や少子・高齢化の進行

我が国の人口は、2008年（平成20年）をピークに減少に転じました。今後においてもさらに減少する見通しにあります。

2018年（平成30年）の本市の人口は17,548人で、ピーク時である1960年（昭和35年）の人口より11,823人減少しています。人口減少の傾向は、今後、加速すると推測されています。

このように人口減少や少子・高齢化が進行するなか、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいます。また、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、主体性をもって多様な人々と協働し支え合い、郷土への愛着や誇りを強く抱きながら、夢や志を持ち、まちの魅力をさらに高める人を育むことが求められています。

本計画は、本市教育委員会として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、学校教育・生涯学習の分野での施策を、「安芸市教育振興基本計画」として策定するものであり、この計画は本市の教育行政の基本となるものです。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

なお、策定にあたっては、学識経験者、保育・学校関係者等で構成する「安芸市教育振興基本計画策定委員会」において、本市教育の現状や課題等の分析・検討を行い、本計画を策定しました。

## 第 2 節 計画の位置付けと期間

本計画は、安芸市総合計画（前期基本計画）のもとでの学校教育・生涯学習に関する計画として位置付けます。また、本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済環境や法・制度の大きな変動等により、本計画の修正等が必要な場合においては、計画期間内にかかわらず、計画を見直すことがあります。

## 第2章 基本構想

### 第1節 基本理念

学校教育の分野では、これまで基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する資質や能力等の「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、『生きる力』の育成を基本に据えて取り組んできました。

こうした「知・徳・体」のバランスのとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、多様な学校支援の充実を図ることや、“主体的・対話的で深い学び”の研究に取り組み、児童生徒主体の授業を目指す等、よりよい学校教育の実現を目指します。

生涯学習の分野では、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生き甲斐のための学習需要が増大していることから、これらの需要にこたえるための生涯学習基盤を整備することが求められています。

市民の方々が生涯を通じて自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくために、コミュニティの総合力を最大限に活かしながら、行政・学校・各種団体・地域が連携・協力し、市民一人ひとりが取り組む「学び」の実現を目指します。

### 第2節 基本目標

**“歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり”**

(「安芸市総合計画 前期基本計画」より)

本市の基本理念のもと、学校教育では、子どもたちの生き抜く力の育成や安全確保と防災教育の推進、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進を目指します。

生涯学習では、生涯学習の意義を踏まえて、学校教育・社会教育・家庭教育との連携、公民館活動、生涯スポーツ及び文化芸術の振興、図書館活用の促進、人権教育、青少年の健全育成などを通して、基本目標の達成に努めます。

## 第3章 学校教育

### 第1節 学校教育の基本目標

#### 【知の分野】

- ・小学校の学力は全国平均以上を維持し、さらに上位を目指します。
- ・中学校の学力は全国平均以上に引き上げます。

#### 【徳の分野】

- ・生徒指導上の諸問題（不登校・暴力行為等）の状況を全国平均以下まで改善します。
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均以上を目指します。

#### 【体の分野】

- ・小学校・中学校ともに体力・運動能力は全国平均以上に引き上げます。

### 第2節 学校教育の現状と課題

#### 1 学力・学習の状況

本市の児童生徒の学力について、これまで実施された「全国学力・学習状況調査」の結果を見ると、小学校は全国平均を上回っていますが、伸び悩みが見受けられます。中学校は全国平均を下回っていますが、全国平均との差は少しずつ縮まってきています。いずれも下位層の学力の底上げが必要となっています。

2018年度（平成30年度）は、小学校においては算数の基礎的な知識（A問題）、活用する力（B問題）とも全国平均を上回っていますが、国語については、全国平均よりもやや下回っています。一方、中学校においては、国語・数学とも基礎的な知識（A問題）は全国平均よりも下回っていますが、活用する力（B問題）は全国平均よりやや高くなっており、理科については、小・中学校とも全国比より下回っております。

小・中学校とも活用する力の伸長を図るために、今後も基礎的な知識・技能の着実な定着を図るとともに、これらを活用して問題解決をするために必要な思考力・判断力・表現力の育成と、学習意欲の向上を目指した授業づくりが求められます。

しかし、これらの解決に向けて、小・中学校ともに組織的な授業改善における教員の指導力向上が図られていない現状や、学校差はあるものの組織として取り組むことに弱さがみられます。

## 【2018 年度(平成 30 年度)全国学力・学習状況調査における安芸市の結果】

(平均正答率の全国との比較)

区分	国語 A	国語 B	算数・数学 A	算数・数学 B	理科
小学校	全国並み	全国並み	全国並み	全国並み	全国並み
中学校	全国並み	全国並み	全国並み	全国並み	全国並み

(+5p<高い, +3p<やや高い $\leq$ +5p, -3p $\leq$ 全国並み $\leq$ +3p, -5p $\leq$ やや低い<-3p, -5p<低い)

児童生徒に対する質問紙の中で、小・中学校とも「理科が好き」が全国と比べて高くなっています。小学校では、「学校のきまりを守っている」が全国と比べて 3 ポイント高くなっています。中学校では、「人の役に立つ人間になりたい」「将来の夢や目標を持っている」が全国と比べて 2 ポイント高くなっています。

しかし、「家で、宿題をしていますか」、「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」が小・中学校とも全国と比べて下回っており、家庭学習の習慣化を図る取組を進めていく必要があります。また、「自分にはよいところがある」が小・中学校とも全国と比べて下回っていることから、自己肯定感や自己有用感を高める取組が重要です。

### 2018 年度(平成 30 年度)全国学力・学習状況調査の質問紙の結果

(各質問項目に対する児童生徒の割合)

#### 【朝食を毎日食べている】

区分	安芸市	全国
小学校	94%	94%
中学校	91%	91%

#### 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか】

区分	安芸市	全国
小学校	66%	67%
中学校	51%	52%

#### 【自分には、よいところがある】

区分	安芸市	全国
小学校	72%	84%
中学校	65%	78%

#### 【家で、学校の宿題をしていますか】

区分	安芸市	全国
小学校	95%	97%
中学校	88%	91%

#### 【将来の夢や目標を持っている】

区分	安芸市	全国
小学校	84%	85%
中学校	74%	72%

#### 【家で、学校の授業の予習・復習をしていますか】

区分	安芸市	全国
小学校	59%	62%
中学校	61%	55%

【人の役に立つ人間になりたい】

区分	安芸市	全国
小学校	91%	95%
中学校	96%	94%

【学校のきまりを守っている】

区分	安芸市	全国
小学校	93%	90%
中学校	92%	95%

【算数・数学の勉強は好き】

区分	安芸市	全国
小学校	80%	64%
中学校	65%	71%

【いじめは、どんな理由があってもいけないこと】

区分	安芸市	全国
小学校	97%	96%
中学校	96%	95%

【理科の勉強は好き】

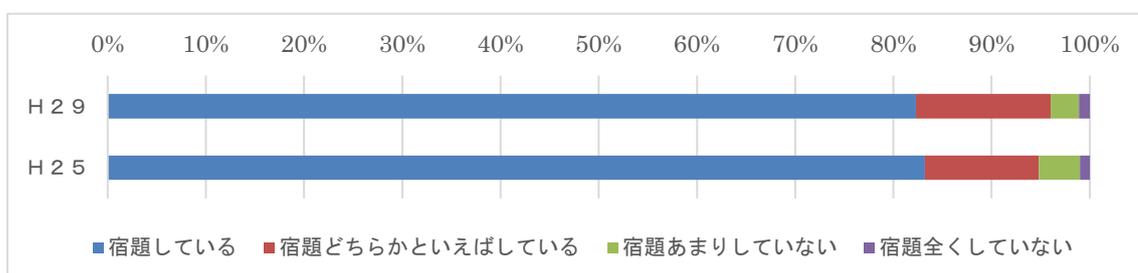
区分	安芸市	全国
小学校	89%	83%
中学校	63%	62%

【地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか】

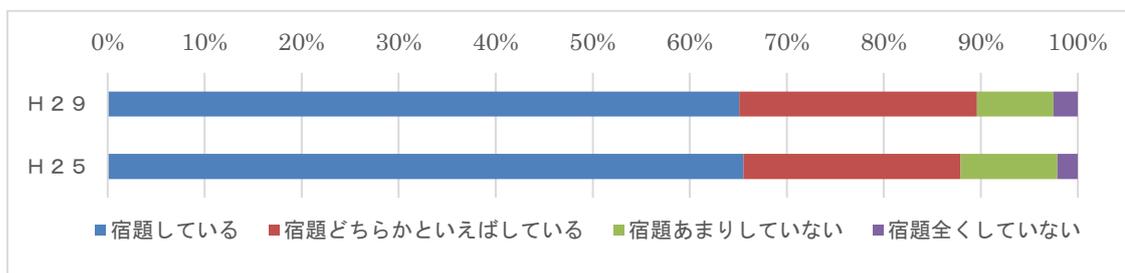
区分	安芸市	全国
小学校	56%	50%
中学校	54%	39%

### 【安芸市家庭学習調査の結果】

#### 〈小学校〉



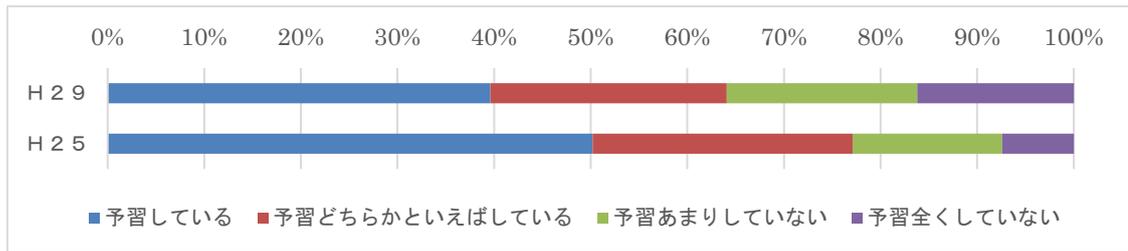
#### 〈中学校〉



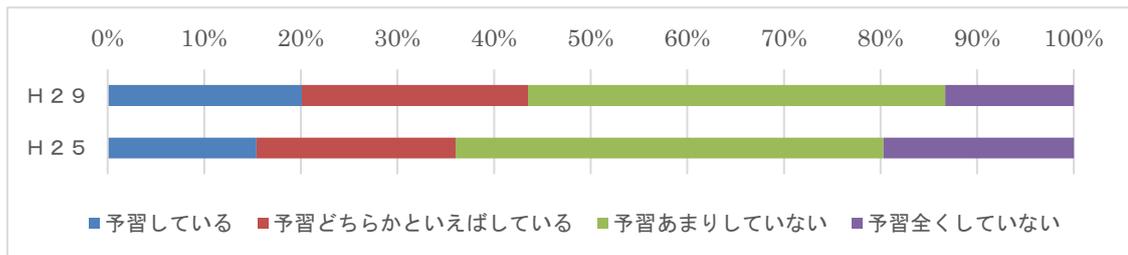
家庭学習について2013年（平成25年）と2017年（平成29年）の安芸市家庭学習調査の結果を比較すると、「宿題をしますか」の項目ではあまり変化はみられませんが、小・中学校ともに肯定的回答の割合が少し増加しています。中学校では部活動との両立が課題となっています。小・中学校ともに「あまりしていない」「全くしていない」児童生徒がいることから、家庭と連携しながら家庭学習の習慣化を図ることが重要となります。

## 【安芸市家庭学習アンケート調査の結果】

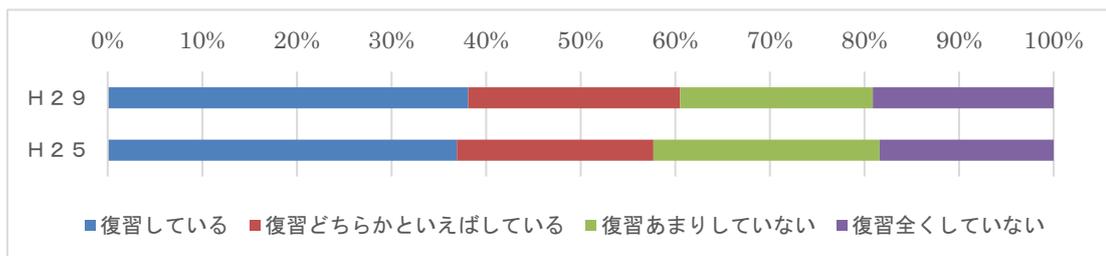
### 〈小学校〉



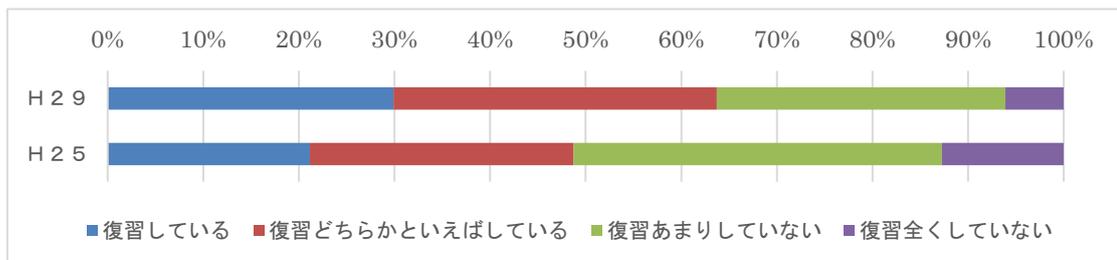
### 〈中学校〉



### 〈小学校〉



### 〈中学校〉



予習については、2013年（平成25年）と2017年（平成29年）の肯定的回答で比較すると、小学校が減少したのに対して中学校では増加しています。小・中学校ともに授業と家庭学習を関連させた家庭学習への取組がより一層大切となります。

復習については、小・中学校で肯定的回答が増加しています。特に中学校で肯定的回答が増加しており、学習したことを家庭で繰り返し学習することが定着しつつあります。一方で、小・中学校ともに全くしていない児童生徒への手立てや、主体的な学びにつながる家庭学習への取組をさらに進めていくことが必要です。

## 2 生徒指導上の諸課題

### (1) いじめの状況

2013年（平成25年）にいじめ防止対策推進法が施行され、社会総がかりでいじめ問題に向き合うことや学校・地域のいじめ問題への対応が「計画的」「組織的」に実行されるようになりました。

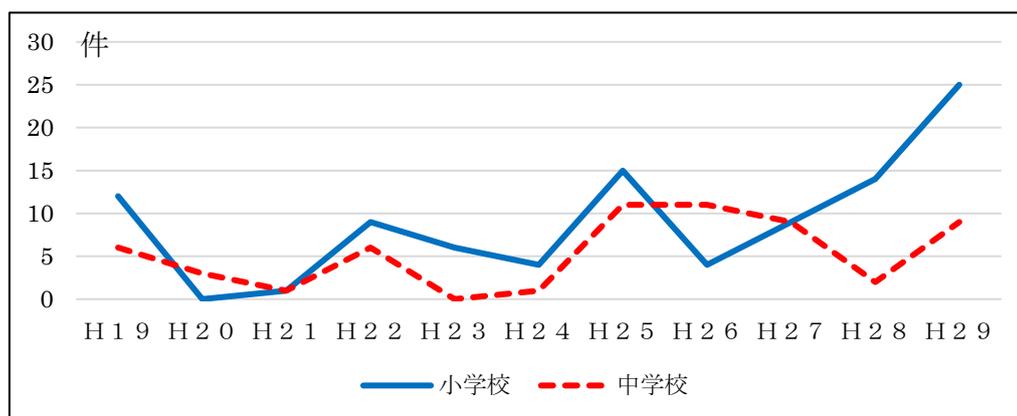
いじめという行為が定義付けられたこともあり、いじめ防止対策推進法施行後、小・中学校でのいじめ認知件数は、増加傾向にあります。

引き続き、学級集団づくりや仲間づくり等、温かい学級づくりに努め、いじめを発生させにくい環境づくりを進めなければなりません。

さらに、大津市をはじめとするいじめ自殺の教訓から、教職員の規範意識や人権意識の向上により、未然防止の取組や自尊感情を高揚する取組など、教職員はいじめに対する「危機意識」を常に持ち、全ての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる働きかけをする必要があります。

併せて児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、早期発見・早期解決に努めなければなりません。

【いじめ認知件数:安芸市】



(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査)

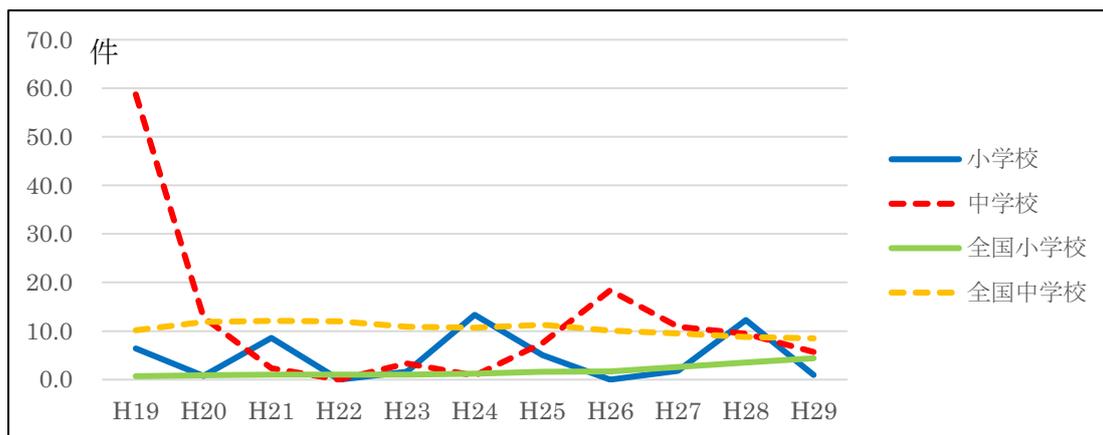
### (2) 暴力行為等の状況

暴力行為の発生件数は、小・中学校とも減少傾向にあります。

その要因として、個々の家庭環境や特性を十分に理解し、適切に対応できるよう組織的な支援体制が充実されたことで、手立てや支援など早期対応を行うことができたことが考えられます。

今後も、暴力行為を起こさせないための学級づくり、仲間づくり、個に寄り添う指導、家庭支援等を関係機関と連携しながら、組織的に対応していくことがより一層必要となります。

【千人あたりの暴力行為件数：安芸市と全国の比較】



(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査)

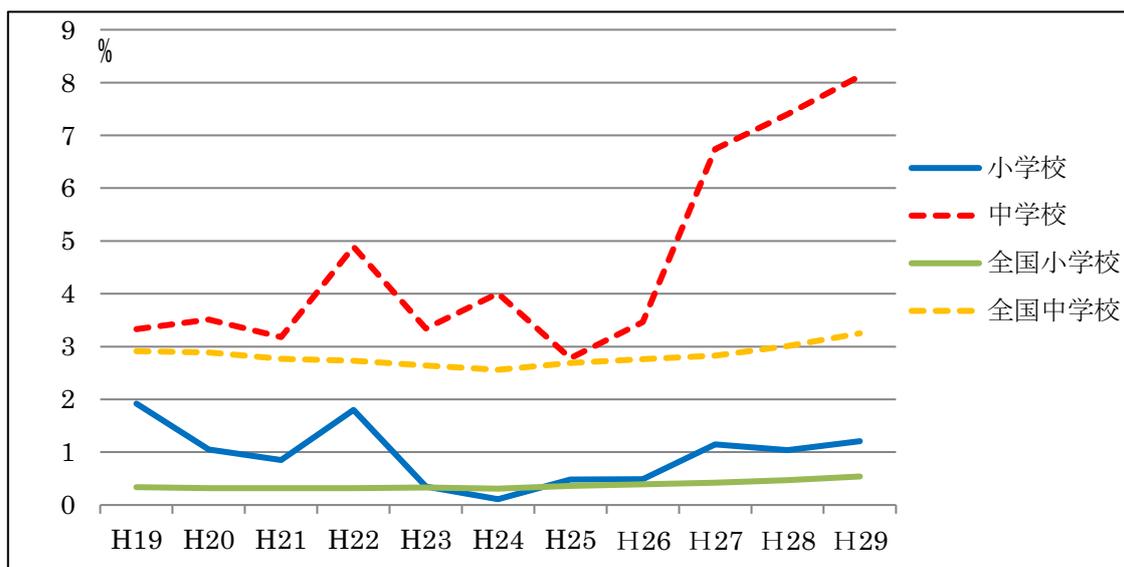
### (3) 不登校の状況

不登校児童生徒の出現率は、2013年（平成25年）頃より小・中学校ともに増加傾向にあり、全国と比べると依然高いものとなっています。

さらに、数字上に現れない“予備軍”も多く存在します。別室登校や自宅に迎えに行かなければならない家庭事情のある児童生徒もいます。個別の対応や教室にいない時間が長い児童生徒は、学習への影響が大きいことも課題です。中学校においては発達障害からの二次的障害等が顕著になり、不登校生徒が多くなっていると思われます。

不登校児童生徒数の出現を未然に防ぐためにも、保育所（園）・幼稚園から小学校への接続や小学校から中学校への接続に細心の注意を払うとともに、家庭環境や発達障害が大きく影響していることから、個別の対応に配慮していく必要があります。

【不登校出現率：安芸市と全国の比較】



(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査)

### 3 体力・運動能力の状況

児童生徒の体力・運動能力は全国的に上昇傾向にあり、本市も同様の状況にあります。2017年度（平成29年度）全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果では、本市の小・中学校男子および中学校女子の体力合計点は、全国平均を下回っており、小学校女子の体力合計点は、全国平均を上回っています。

小学校においては、男子が握力や上体おこしなど5種目が全国平均を上回っており、女子はソフトボール投げなど7種目が全国平均を上回っています。一方、中学校においては、男子が反復横とびとハンドボール投げが全国平均を上回り、女子は上体おこしなど6種目が全国平均を上回っています。

今後は、運動習慣の定着や学校体育の充実に向けた取組がより一層必要となります。

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小学校第5学年)】

区分	性別	年度	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	体力合計点
安芸市	男子	H24	14.8	18.8	33.8	40.2	45.1	9.7	146.9	22.3	51.3
		H29	17.2	22.5	33.0	42.9	50.4	9.6	144.3	23.4	53.0
全国	男子	H24	16.7	19.4	32.5	41.5	51.6	9.3	152.3	23.7	54.0
		H29	16.5	19.9	33.1	41.9	52.2	9.3	151.7	22.5	54.1
安芸市	女子	H24	15.0	15.8	35.5	36.5	37.7	9.8	138.2	13.8	51.7
		H29	17.2	20.7	38.2	41.7	43.4	9.7	142.7	15.6	57.2
全国	女子	H24	16.2	17.9	36.7	39.2	39.9	9.6	144.9	14.2	54.8
		H29	16.1	18.8	37.4	40.0	41.6	9.6	145.4	13.9	55.7

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査(中学校第2学年)】

区分	性別	年度	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横とび	持久走	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力合計点
安芸市	男子	H24	28.4	24.1	37.8	50.0	381.9	8.5	185.1	17.9	36.7
		H29	27.0	25.2	42.2	53.2	381.3	8.0	192.3	21.8	40.2
全国	男子	H24	29.5	27.43	43.1	51.4	392.5	8.0	195.3	21.1	42.1
		H29	28.8	27.3	43.1	51.8	392.3	8.0	194.5	20.5	41.9
安芸市	女子	H24	24.6	19.2	37.9	42.7	296.7	9.5	157.6	12.2	41.3
		H29	23.5	24.5	52.3	47.2	304.7	9.0	165.7	13.7	49.7
全国	女子	H24	23.9	22.7	45.0	45.4	292.8	8.8	167.0	13.0	48.6
		H29	23.7	23.6	45.8	46.7	288.0	8.8	168.4	12.8	49.8

### 第3節 子どもたちの「生き抜く力」の育成

子どもたちが、今を心豊かでたくましく生き、将来の社会を創造し担っていく人としての育成を目指して、資質・能力の三つの柱である、生きて働く「知識・技能」の習得（何を理解しているか、何ができるか）、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成（理解していること、できることをどう使うか）、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るのか）により、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育み、人格形成の基礎となる力を確実に育成するための取組を推進します。

学力の向上と生き生きとした特色ある学校づくりを進めるために、各学校で教職員がベクトルを合わせ一致団結して、生徒指導の観点に立った教育活動を推進し、児童生徒の基礎学力の定着と活用力を身に付ける研究を推進します。学校教育で「主体的・対話的で深い学び」を通して、学習したことや体験したことを実生活に結びつけて生かせる能力を伸ばし高めていく取組を支援します。

また、子どもたちの「夢」や「志」を喚起し、学ぶ意欲を引き出すための教育として、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。さらに、豊かな心と感性を育む読書活動の推進、道徳教育等「心を耕す教育」にも力を入れるとともに、人権教育、特別支援教育、健やかな体づくりや部活動・委員会活動の活性化など学校現場における様々な取組を積極的に支援します。

#### 1 「確かな学力」の確立

##### （1）チーム学校による組織的・協働的な取組

学校経営方針に基づき、教育活動における目標（目指すべき姿）を達成するため、具体的方策等を明確にした「学校経営計画」を教職員が共有し、チーム学校として方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら計画・実践・検証・改善することで取組の充実を図ります。

また、さらなる学校経営力の向上や組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に向けた取組を進めていくための指標とし、計画が着実に実施されるよう、年間を通してその進捗状況を確認しながら必要な支援を行います。

##### （2）教職員の協働体制の確立

教育課題が多様化・複雑化する中、教職員一人ひとりの特性・適性を生かした学校運営に努めるとともに、校長のリーダーシップのもとで組織マ

ネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。

また、教職員の多忙化・業務の複雑化が指摘されることから、会議や学校行事等の精選、統合型校務支援システムの導入等、校務のICT\*推進による効率的な職場づくりを目指すとともに、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く確保し、心が通い合う環境づくりに努めます。

さらに、協働体制の確立を図り、教職員同士の主体的な学び合い、外部の専門家や地域の人材の力を活用した取組を推進します。

\*Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。

### ① 効率的・組織的な学校運営

学校教育目標の共通理解を図り、全教職員が協働して目標を達成するための組織を構築します。また、教職員間のコミュニケーションを深めることで教職員のメンタルヘルスの保持と増進、そして互いの学級経営や授業づくり、生徒指導等について相談できる支援体制づくりに努めます。

### ② よりよい人間関係づくり

全教職員が男女共同参画についての認識を深め、その実現に向けた職場環境づくりのために、職場における「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」の防止の趣旨を理解するとともに、教職員相互の人間関係の形成をもって教育活動にあたることのできる職場環境づくりに努めます。

また、教職員の情報共有（報告・連絡・相談）を徹底することで組織的に対応する組織力・教育力の向上を図ります。

### （3）外部・専門人材の活用

児童生徒一人ひとりに対して効果的な支援を行い、教育効果の向上を図るために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー、特別支援教育支援員、外国語指導助手（ALT）などの外部人材を活用しながら、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題にチーム学校として組織的に対応する支援体制を充実させます。

教育相談派遣事業や巡回相談員派遣事業などを活用し、児童生徒の見立てを行い、個々にあった指導体制を確立します。

#### (4) 学びに向う力の育成

##### ① 個に応じたきめ細かな指導の徹底

基礎的・基本的な知識や技能を習得し活用して、自ら考え、判断し、様々な問題に対応し解決する力を育むために、教員自身がこれまでの学習指導を振り返り、個々の児童生徒の学力課題を踏まえた指導方法の改善を推進します。

そのため、全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、安芸市学力調査等の結果を踏まえ、子どもたちの経年的な学力を的確に把握し、個に応じたきめ細かな指導を進めます。

##### ② 指導と評価の一体化

問題解決型「学びのスタンダード」(安芸市版)や「高知県授業づくりBasicガイドブック」(高知県教育委員会)等を基盤として、授業における「課題」「めあて」の提示から「まとめ」「振り返り」、家庭学習に至るまでの内容を効果的に実践する取組を進め、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで、主体的に学び合うことによって授業の質の向上を図り、指導と評価の一体化を一層推進します。

#### (5) ICT機器を活用した効果的な学習

情報教育では、情報化時代に対応できる人材育成のため、ICT機器の多様な活用を通して、児童生徒の興味・関心や学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ態度を育成するとともに、プログラミング教育を通して、自分で考えそれを形にしていくプログラミング的思考や行動力の育成に努めます。

また、児童生徒が適切な情報や情報手段を主体的に活用する能力の育成を目指すとともに、情報を利用する上でのモラルやマナーを身に付ける指導の充実を図ります。

##### ① ICT機器・環境の整備

ICT教材を各学校が常時使えるよう、学習環境を整備します。

##### ② 学び合うための道具としての活用

これまでの黒板や教科書、ノートを使った授業に加えて、電子黒板等のICT機器を取り入れ、より豊富なデジタル教材の活用を進めます。デジタルカメラ等の周辺機器とPC等のICT機器を、子どもたちの主体的な表現や学習成果を題材にした学び合いに積極的に



活用し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めるための道具として活用できるよう努めます。

### ③ 情報活用能力の育成

情報化にともなうメリット・デメリットについて子どもたちに学ばせ、情報の真偽等についての判断力を育成します。また、ネットワーク上の中傷や有害情報への対応、個人情報保護、情報モラルについても、発達段階に合わせた指導に努めます。

### ④ 保護者に向けた啓発

情報モラルの向上に取り組むとともに、携帯電話・スマートフォンの使用制限、フィルタリングの導入等に関し、学級懇談会やPTA総会等の場を活用し保護者への啓発に努めます。

## (6) 複式教育の研究推進

複式のある小学校は4校で、本市小学校の半数にあたります。

一人学び・とも学びの充実等効果的な学び合いをさらに発展させるために、授業研究会を行うなど、複式校における連携・協力体制を強化し、複式教育の効果的な指導の在り方について研究を推進します。

## (7) 教職員の資質・指導力の向上

児童生徒や保護者、地域住民からの学校に対する揺るぎない信頼を一層高めるため、教職員が教育に対する強い情熱を持つとともに、専門的な知識を身に付け、教育に関する様々な課題に対応できる資質や能力の向上を図ります。

問題解決型「学びのスタンダード」(安芸市版)等を基盤として、授業の質の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びの実現を目指し、常に、この授業で児童生徒が満足感を得られたか自問自答しながら自己研鑽に励むとともに、全教員が児童生徒・保護者による授業評価や公開授業に取り組むことを積極的に推進します。



### ① 指定事業における研究体制の構築と研究成果の普及

中学校組織力向上のための実践研究事業、「主体的・対話的で深い学び」

を実現するための実践事業等の研究を進め、その効果的な在り方や研究成果の普及に努めます。

## ② 外国語教育の充実

国際理解教育では、国際社会の一員として信頼される人材を育成するため、自国の文化・伝統を十分に理解したうえで、諸外国の伝統・文化についての理解やコミュニケーション能力の素地を養う学習活動を一層推進します。ALTを各小・中学校に派遣して積極的な活用を図り、外国語教育の充実に努めます。

小学校第3・4学年の外国語活動、第5・6学年の外国語の教科化を見据え、英語教育拠点校事業により本市における英語教育の推進体制を整備するとともに、小小連携、小中連携による小中学校の外国語教育の充実、小学校の外国語教育の指導体制の確立を図ります。



## ③ 外部講師による校内研修の充実

算数・数学科スーパーバイザー（大学教授）を小・中学校の重点校に派遣し、公開研究授業を通じて「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善を図ります。さらに研修の充実を進めるため、学校の校内研修に他校からも参加し、ベクトルを合わせた指導方法の工夫・改善及び教員の指導力向上に努めます。

## ④ 使命感と高い倫理観の保持

教育公務員としての職務を遂行し、法令の順守はもとより高い倫理観を保持し、士気の高揚と職場の活性化に努めます。

また、体罰や威圧的な言動に頼る指導はあってはならないとの認識のもと、子どもたちに対する愛情と責任感を持ち、子どもたちのよりよい成長に向け、心の通い合う指導を目指します。

## ⑤ 専門性と実践的指導力の向上

教育研究所による研究の推進、安芸市小中学校教育研究会等の活動など教職員の研修を通じて、新たな専門的知識・技能の習得を図り、学習指導力や心理的な対応力の向上を目指します。

また、子どもたちの意識や行動の変化を把握し、一人ひとりの個性を尊重した実践ができるよう指導力の向上を図るとともに、授業を公開し、相互に研究を深め、ICT機器等を活用するなど、教育効果が一層向上するよう日々研鑽し、指導の工夫と改善に努めます。

## 2 「豊かな心づくり」の推進

### (1) 道徳教育の充実

児童生徒に、生命を大切にすする心や思いやりの心、公共心、規範意識等を育む教育の充実に努めます。

そのため、安芸市道徳教育推進地区協議会を中心に、「特別の教科 道徳」の授業の在り方の研修を行い、児童生徒が考え、議論する道徳の授業研究を深め、道徳の授業力向上を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進します。

「安芸市教育の日」等の参観日における授業の公開や、道徳の時間を要とした教育活動全体を通して、道徳性の育成に努めます。

その他、総合的な学習の時間を活用し、ボランティア活動や職業体験、自然体験（地域の豊かな自然を活用）など、多くの体験学習プログラムを取り入れ、基本的な生活習慣や規範意識の定着、人間としてのモラルの育成など、道徳的実践力の向上へつなげます。

#### ① 道徳的実践力を高めるための指導内容の重点化

一人ひとりの児童生徒が道徳的価値の自覚及び自己の生き方について考えを深めるために、将来出会うであろう様々な場面、状況においても道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような「行動」を支える内面的資質の育成が求められます。

そこで、学校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育を行い、児童生徒が共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えることで自尊感情を自ら育み、人と関わる力、規範意識を身に付けられるよう児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成及び心の教育に努めます。

#### ② 道徳的実践の場としての体験活動の充実

道徳的実践の場として、各教科や学校行事、自然や芸術、文化に触れる機会の提供や多様な人材を活用した交流学习など、体験活動の充実に努めます。

### (2) 学校における人権教育の充実

一人ひとりの児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることが望まれています。それが、様々な場面や状況で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される温かい学級、学校づくりに向けた行動につながります。様々な場面や状況下において共感的に受け止める感性を磨き、様々な人権に関わる課題解決を目指した人権教育を

推進します。

また、「安芸市いじめ問題対策連絡協議会」では関係機関と連携して、学校におけるいじめ問題に対して客観的かつ多面的な取組を推進します。

### ① 生徒指導の三機能\*を生かした授業づくり

心身の健全な成長に重大な影響を及ぼすいじめ、虐待、不登校、問題行動等の未然防止や早期発見に努め、解消を図ります。そして、各学校の生徒指導体制を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザーを配置し、小中学校9カ年を見通して継続した子どもと家庭への支援を行います。

また、自己肯定感や自己有用感を高めるために生徒指導の三機能を生かした授業づくりに努めます。

\*自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える。

### ② 温かく居心地のよい学級づくり

包み込まれ感覚\*<sup>1</sup>を大切にすることで芽生えてくる社交性感覚\*<sup>2</sup>、自己受容感覚\*<sup>3</sup>、勤勉性感覚\*<sup>4</sup>や自分と他者（集団と社会）との関係の中で得られる自己有用感\*<sup>5</sup>を高めていくために、教職員の子どもたちへの関わり方や子ども同士の間人間関係づくり（仲間づくり）の在り方を再点検し、安心して過ごせる環境づくりに努めます。

また、小中学校の教職員が児童生徒に対する理解をより深めるために、Q-U\*<sup>6</sup>（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる温かい学級づくりを支援します。

\*1 身近にいる人が自分の気持ちをわかってくれる、自分を大切にしてくれているという気持ち。

\*2 周りの人が言ったことは自分がよくわかる、自分の言ったことを友だちはよくわかってくれるという、心の通じ合いができていく気持ち。

\*3 「今の自分が好きだ」「自分にはこんなよさがある」などプラスイメージを感じる気持ち。

\*4 自分はコツコツ努力する、何かをやり始めたら最後までやり通すことができるという気持ち。

\*5 人の役に立った、人から感謝された、人から認められたという気持ち。

\*6 Questionnaire-Utilities(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略で、学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できるとされている。

### ③ 教職員の人権意識の向上

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権感覚を子どもたちに身に付けさせるために、学級をはじめ学校生活の中で、自分や他の人が認められることを、子ども自身が実感できる状況を生み出す環境づくりに努めます。

また、教職員は子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として尊重する態度をもって指導する姿勢を人権教育の基盤とし、自らの言動が子どもの人権を侵害していないかを常に見つめ直していきます。

### 3 教育相談の充実

#### (1) インクルーシブ教育\*の推進

子どもたちの将来の自立と社会参加に向けて、授業における視覚支援や、ICT機器を活用した授業等一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。入学前には「支援引き継ぎシート」を活用した育ちや学びをつなげる体制づくりを推進し、学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、専門機関との連携により、学校による体制整備の充実を推進します。

また、全ての児童生徒が日常的に交流できる場を積極的につくり出し、相互の人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

\*障がいの有無に関係なく、誰でも地域の学校で学べるような教育のこと。

#### ① 特別支援教育の推進

発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラム等）を含めたすべての障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育を推進します。

児童生徒への支援を充実させるため、学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援会の充実、専門機関との連携、個々の児童生徒に応じた指導計画及び支援計画の作成等、学校における体制整備の充実を推進します。そして、教員の専門性と指導力の向上に向けた積極的な研修を支援します。

#### ② 校種間による「支援引き継ぎシート」の活用

入学前には「支援引き継ぎシート」を活用した、保育所（園）・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の引き継ぎを確実にを行い、育ちや学びをつなげる体制づくりを引き続き推進します。

高知県教育委員会策定の「発達障害等のある幼児・児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」に基づき、早期からの支援体制を一層整備し、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、子どもたちの将来の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を推進します。

#### ③ 関係機関との連携強化

スクールソーシャルワーカーによって子どもや家庭が抱える課題への相談支援体制の充実・強化を図るなど、学校においては、外部の専門人材を活用した組織的な取組を推進していきます。

地域の実態やニーズなどについて学校や保育所（園）・幼稚園、保健師、

家庭相談員等と情報交換を密にし、問題や課題の早期発見、早期解決に努めるとともに、学校・家庭とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を密にし、子育てを支援する体制づくりを進めます。

## (2) 教育相談の体制づくり

子どもたちを取り巻く問題行動等（いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等）の要因は、複雑・多様化し、その解決は大きな課題となっています。

このような課題を解決するために、学校内では県派遣のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市独自のスクールカウンセラー、スクールアドバイザーを継続して配置し、相談体制の充実を図ります。

また、学校外では教育支援センターや家庭児童相談室等の関係機関、保護者との連携を強化し、一人ひとりに目を向けたきめ細かな指導を行い、児童生徒・保護者・教職員の悩みを積極的に受け止める教育相談体制を整備し、新たな不登校発生防止に努めます。

### ① 校内指導体制の充実

学校において、情報の共有化と校内支援会等の機能化を徹底するとともに、学級担任が問題を一人で抱え込まない指導体制づくりに努めます。

### ② 児童生徒の内面理解に基づく指導の徹底

問題行動等の対応は、教師のきめ細かな指導を基本にしながらも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の指導・助言を受けながら児童生徒の内面的理解に基づく早期対応を図ります。

また、全ての児童生徒を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学級の児童生徒の実態や変化を一人ひとり把握し、必要な支援や相談活動に努めます。

### ③ 教育支援センターの充実

教育支援センターは、「学校と家庭との連携の中で不登校の児童生徒の実態に即した適切な支援と指導を行い、学校生活への復帰や社会的自立を図る」こと及び「安芸市の不登校児童生徒の実態把握・情報交換に努め、学校や保護者からの不登校児童生徒に関する相談を受け、支援ができる体制づくりを強化する」ことを方針として運営していきます。

そこで、不登校等の児童生徒の居場所づくりや居場所を充実させるとともに、学びを保障する場所として、自然豊かな奈比賀地区に教育支援センターとして「ふれあい教室」を設置しています。

具体的な活動として、次のことに取り組みます。

ア. 不登校についての研究と研修会の実施

- イ. 該当児童生徒の支援と指導
- ウ. 相談活動・訪問活動
- エ. 学校・家庭・関係機関との連携活動
- オ. 啓発活動 等

また、運営委員会やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催し、ふれあい教室の活動報告や長期欠席児童生徒の状況と取組の報告などの情報交換の場を設けます。これらの会において、関係機関より助言・示唆等を求め、今後の活動と対策の指針にします。

ふれあい教室への通室生には、発達障害を抱えた児童生徒の占める比率が高く、通室生の特性に応じた対応と支援をするには、1対1での指導が欠かせません。そのため、教育研究所在籍の研究者とふれあい教室所属の指導員が、児童生徒理解の上に立っての指導・支援のあり方を探り、彼らの自己表現の場を多く設け、自らが選択し、決定できるように促すとともに、諸活動を通じて、多くの人と関わることによって社会性を育てます。

また、不登校児童生徒の保護者は、子どもの進路や学習をはじめ、将来の生活に不安を抱いており、研究者と指導員は、学校・担任・家庭と連携し、保護者面談・家庭訪問・保護者学習会・参観日等を行い、密接なつながりを保ち、保護者支援を積極的に行います。

さらに、「野生塾」を年間7回程度開催し、ふれあい教室通室生とその保護者を対象に、市内小中学校親子との交流を企画・実施します。

これらの体験活動を通じて、児童生徒同士はもちろんのこと、保護者同士の交流を活発にし、不登校予防や不登校児童生徒・保護者の気持ちに対する理解を深めていきます。



### (3) 児童生徒理解に基づく生徒指導の徹底

生徒指導では、心身の健全な成長に重大な影響を及ぼすいじめ・虐待・不登校等の未然防止や解消に努めるため、各学校の生徒指導体制の充実を図ります。

さらに、学級経営の基盤となる児童生徒理解をより深めるとともに、人間関係づくりプログラムを実践し、児童生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう温かい学級づくりに努め、不登校出現率の減少を目

指します。

### ① 自己指導力の育成

教員は、生徒指導の基盤となる児童生徒理解や信頼関係を構築するとともに、生徒指導の三機能を生かした授業づくりや学級経営を行い、一人ひとりの児童生徒の健全な成長と自己実現を図るため自己指導力の育成に努めます。

### ② 問題行動等への対応

生徒指導担当者・生徒指導主事を中心とする組織的な取組、予防的観点での開発的な生徒指導（子どもの力を引き出す、自己肯定感を高める、社会性を育む）の実践に重点を置き、指導していきます。

学級経営では、様々な指導のプログラムを教育課程に位置づけて対応していきます。

「いじめ」に対しては、「人として絶対に許されない行為である」という認識に立ち、毅然とした態度で指導します。また、いじめは「どこの学校でも起こりうる」という認識のもと、日々の児童生徒の言動やアンケート等の実施により、早期発見と敏速な対応に努めます。発生時には、児童生徒の背景にも目を向け、共通理解と組織的な対応を進めます。

### ③ 小・中学校における生徒指導の一貫性の確立

問題行動等への対応は、校内指導体制の確立に加え、小・中学校が連携して取り組む指導体制も必要です。そのため、連携する各中学校区での情報交換や指導方法の共通理解を進めるとともに、指導の一貫性を図ります。

## 4 「健やかな体づくりと食育」の推進

### (1) 体力や運動能力の向上

体力向上の重点課題である「学校体育の充実」と「運動習慣の定着」に向けて取組を進めていきます。「できる・わかる」体育の授業、「友だちと関わりながら楽しめる」体育の授業を目指し、子どもたちの運動への意欲を高めるような授業が全ての学校で行えるよう、指導力を高める研修の充実に努めます。

また、「早ね・早おき・朝ごはん」により、睡眠と栄養のバランスがとれた生活習慣を身に付ける取組を一層推進します。

さらに、体力向上に向けた「運動」を加味することで、生活の中で「運動習慣」が定着する取組を推進していきます。

#### ① 体力テストの実施及び分析

各学校において、体力テストを計画的に実施し、一人ひとりの子どもたちの体力や運動能力の把握・分析を行い、その結果を教職員と保護者が共有することによって両者が課題意識をもち、より効果的な指導が行われるよう努めます。

#### ② 「体づくり運動」の実施

幼児期からの運動習慣づくりを継続するため、小・中学校においても「体づくり運動」の一層の充実を図るよう、全ての学年において発達段階に応じた指導内容を取り上げて指導し、各学校の実態に即した子どもの体力向上の取組に努めます。



#### ③ 指導力向上

年間を通じた小・中学校体育連盟や安芸市小・中学校体育主任会での体育に関する授業研究や研修会の実施、小学校での体育集会や授業における外部指導者の積極的な活用など授業の質を高める取組を推進します。

#### ④ 保健指導の充実

生涯を通じて自ら健康を管理し、改善していく資質や能力を育成するため、子どもたちの発達段階を踏まえた内容の系統化・体系化に努めます。

## (2) 食育などの健康教育の充実

食育は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものとして位置づけられています。

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進に向けて、「食に関する年間指導計画」に「安芸市食育実践カリキュラム」を位置づけ、地元の食材に親しみながら、おいしく食べて元気な体をつくることを目標に児童生徒の年齢に応じた体系的な取組を行います。また、地産地消を進め、給食を生きた教材として活用するなど、学校給食センターを核に積極的な食育を推進していきます。

### ① 食育の推進

各学校では、食に関する指導の充実に努めるとともに、「全体計画」、「年間指導計画」を作成し、給食の時間における食に関する指導内容を一覧表として整理します。

さらに、学年ごとの関連教科、総合的な学習の時間、特別活動における食に関する指導との関連性を明確にした内容となるように努めます。

### ② ふるさと食材、地場産物の活用

ふるさと食材や地場産物を安全・安心な食材として提供を充実させるとともに、各学校での郷土料理づくりなどの食育実践を支援し、食に関わるふるさとの食文化等の教育に努めます。



### ③ 家庭との連携

児童生徒が生涯にわたって望ましい食生活を確立していくためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが必要です。そのため、学校は食に関する取組の情報発信を行い、家庭へは食の大切さの協力を促します。

### ④ 飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育の充実

飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育に関する指導を学校の教育計画に適切に位置づけ、様々な関係機関の協力も得ながら、計画的・系統的な指導に努めます。

## 5 保幼小中高の円滑な接続

### (1) 保幼小中高を見通した生活・学習習慣づくりの確立

全国学力・学習状況調査の結果から、家庭で苦手な教科を勉強したり、自ら計画を立てて勉強したりする子どもたちほど、正答率が高い傾向が見られることが明らかになっています。「確かな学力」を育成するためには、主体的に学ぶ意欲や態度を向上させることや保幼小中高を見通した生活・学習習慣づくりの確立を図ることが重要です。

#### ① 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校の連携教育の推進

学力の定着のため、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校間の連携を緊密にします。連携を深めていくことによって、教育水準の向上・充実に向けて一貫した取組を推進し、基本的な生活習慣の確立等学びの姿勢づくりに力を入れます。



そして、これまでに積み上げてきた指導や支援を確実に次の学校へつなぐ体制を構築します。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の確立、小1プロブレム及び中1ギャップの克服等に努め、中・高連携による授業改善を行い、校種間の段差のない教育活動に努めます。そのためには、入学時期や卒業時期だけでなく年間を通じて保幼小中高連携教育推進協議会や所属長会で、基本的な学習習慣や生活習慣などの情報交換を行うとともに、相互交流の促進を図ります。

#### ② 連携コーディネーターの配置及び活用

保幼小中高連携教育推進協議会や所属長会を継続して設置し、学力の基盤となる学びの姿勢づくり、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続に向け、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携した取組を行います。連携コーディネーターをその中心に位置づけ、校種間の連携体制づくりを確立し、校種間の円滑な接続を進めます。

### ③ 家庭学習の充実

「家庭学習のすすめ」を全家庭に配付して、保護者の協力を仰ぐとともに、各学校で教科等の「学習の手引き」を作成し、年度初めに家庭学習についてのオリエンテーションを行います。

家庭学習については、宿題の実施率は高いものの、自主学習時間や学習内容が課題となっています。

授業と家庭学習のサイクル化をし、連続性のある宿題・課題の出し方、フォロー・支援を徹底するとともに、小学校段階から系統だった家庭学習習慣確立に向けて「受け身の学習」から「自発的な学び」へと発展させる取組を推進し、家庭と連携した家庭学習習慣の定着と自学自習への取組の充実に努めます。

## 第4節 子どもたちの安全確保と防災教育の推進

学校をはじめ保護者、地域住民の協力のもとに、児童生徒の安全対策がとられ、一定の成果が上げられています。引き続き、学校だけでなく地域との連携を深めることで、さらに保護者や地域住民に温かく見守られた地域ぐるみの安全対策に努めます。

南海トラフ地震対策としては、学校施設へ太陽光発電や蓄電池等を設置し、避難場所としての防災機能強化を計画的に進めています。

中学校の移転・統合については、生徒数の減少や安芸中学校が津波浸水区域内にあることから、清水ヶ丘中学校と安芸中学校を統合した新たな中学校を津波浸水区域外へ建設する計画を進めます。



### 1 「危機管理体制」の確立

#### (1) 危機管理・安全管理機能の向上

地震・津波等による災害時において、迅速かつ適切な対応ができる危機管理体制の整備・充実を図り、子どもたちの安全確保と学校の安全管理に努めます。また、学校では、「危機管理マニュアル」を活用した防災・避難訓練等の取組を一層推進するとともに、保護者、地域との連携を密にした学校安全体制づくりを行い、防災・防犯教育を推進します。

#### ① 防災・防犯体制の充実と訓練の実施

危機管理能力の向上のため、スクールガードリーダー等による地域見守り活動や育成センターとの連携を図り、防犯体制を強化します。

また、各学校の状況に応じた系統的・計画的な防災・避難訓練を実施しあらゆる災害や事故に対して、子ども自身が安全な行動や生活ができる力を身に付ける安全教育の充実にも努めます。



#### ② 校内研修の充実への取組

高知県安全教育プログラム（震災編）の基本的な内容に、学校や地域

の特徴に応じてさらに内容を付け加えるなど、「学校防災マニュアル」等を活用した研修を実施し、教職員の危機管理能力の向上に努めるとともに、児童生徒の危機回避能力・予知力を向上させる指導を進めます。

### ③ 安全・安心な教育環境の整備

学校施設の安全性確保のため定期的な点検や検証を進めます。

また、避難場所としての学校の防災機能を最大限に果たせるよう、危機管理マニュアルを再確認するとともに、全教職員への定着を図ります。

通学路については、防犯対策を含め、危険箇所の点検や補修等の整備に努めます。

不審者の校内侵入に対しては、教職員の役割を明確にし、効果的な組織を整備し、安全確保に努めます。

## 第5節 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

各学校は、自己点検や保護者アンケートに加えて開かれた学校づくり推進委員会等による評価を行い、内側からの変革を推進し、地域から信頼される学校を目指します。

また、学校経営方針や教育課程、児童生徒の活動の評価の結果を公表するとともに、公開参観日の設定、ホームページの開設・更新や学校便りを地域へ配布するなど、学校の情報を地域住民に積極的に提供することを進めます。

### 1 夢や志を育む取組

#### (1) 「ふるさと教育」との連携

児童生徒の発達段階に応じた、地域の自然や産業につながる活動内容や地域の歴史や文化に基づく特色ある活動内容等を取り入れ、ふるさとの良さを体感する感性を育むとともに、地域の人材を活用した教育活動を展開していきます。

社会科や総合的な学習の時間等では、地元企業の見学、安芸市の自然・伝統や文化、産業の教育資源を活用した体験を行うことで、郷土への関心・愛着を高めるとともに、豊かな人間性の育成に努めます。

また、安芸市教育研究所発行の社会科副読本「わたしたちの安芸市」、「安芸市の人物」を活用し、地域の暮らしや歴史文化についての知識や経験を深めるなど、幅広く活用する場の設定に努めます。



#### (2) 郷土愛の育成

次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成のためには、発達段階に応じた「郷土学習」が必要となります。ふるさとへの愛着や誇りを高めるため、各世代が交流する地域活動や豊かな自然を通じて、地域の伝統的・文化的行事を子どもたちのふるさと学習の好機と捉え、生涯学習と連携しながら、郷土愛の育成に努めていきます。

また、各学校の地域を活用した特色のある授業を推進していきます。

### ① 地域の特性や人材を生かした教育課程の編成

各学校において、地域の特性を生かした教育課程の編成を行い、地域の人材を講師として「農業体験」、「郷土料理作り」、「特別授業」、「書道教室」等の学習を進めます。

### ② 地域の伝統的・文化的行事への参加

生涯学習と連携・融合し、後世に伝承すべき地域の伝統的・文化的行事を学校教育で活用するとともに、全ての子どもたちに地域行事への積極的な参加を進めます。

### ③ 郷土愛の育成

①及び②のような活動を通じて、地域の人々や生活、文化、伝統に親しむことで、伝統と文化を育てた先人の努力や智慧を知り、子どもたちがそれらを継承し発展させていけるような環境づくりとふるさとへの認識を深め、ふるさとを愛する心の育成に努めます。



## (3) 未来を支える力の育成

家庭では、睡眠や食事、運動など規則正しい生活習慣を確立させます。また、子どもとの触れ合いや家庭での様々な体験、読み聞かせや読書により間接的に様々な人生を体験し、将来の夢などについての会話や親の生き方を通して、未来の自己イメージも育みます。このように様々な段階を通じて、「自分は家族に愛され、家族の一員である」と幸せを感じられることができるよう支援します。

地域では、地域の行事への参加や地域ボランティア活動、職場見学・体験学習等を通じて、自分と地域とのつながりについて理解させながら地域の一員として自覚をもたせるとともに、身近な大人の生き方や考え方を素直に伝えて、子どもが将来を考える一助になるよう支援します。

## 2 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

学校と家庭・地域が連携し、教育支援活動を推進することが求められています。学校運営協議会（コミュニティー・スクール）、地域学校協働本部により地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育力の向上を図れるよう積極的に支援します。

### (1) 学校と地域との連携・協働の推進

地域による子どもたちの見守り体制機能を強化するために、学校運営協議会（コミュニティー・スクール）、地域学校協働本部の活動の充実を図ります。

これにより多面的な学校教育への支援を積極的に受け、すべての教育の基盤となる家庭と地域の教育力の向上に努めます。

### (2) 児童生徒の見守り体制の推進

学校だけでなく保護者・地域住民に温かく見守られた地域ぐるみの安全対策を推進するために、「見守りの手順」を作成し、地域と学校の見守り体制を一層強化していきます。

### (3) 開かれた学校づくりの推進

教育は、学校だけで行われるものではなく、学校・家庭・地域の連携が不可欠です。そして、学校には保護者や地域に開かれた学校であることが求められています。学校と地域との結びつきを大切にし、保護者や地域に向けた教育方針や学校運営等に関する情報発信や地域への施設開放を実施し、開かれた学校づくりを推進します。

#### ① 教育方針や学校運営等の情報発信

保護者や地域住民に学校の教育目標等、教育活動の具体的な内容を学校だよりやホームページ等を通じて積極的に情報発信するよう努めます。

#### ② 学校評価の活用

学校は、学校の教育活動について必須項目に加え、各学校独自の選択項目を作成し、評価します。

さらに、自己評価だけでなく、保護者や地域からの学校関係者評価を実施し、その結果に基づいて学校運営の改善を図り、今後の教育活動の向上に努めます。

#### ③ 公開授業の実施

毎年6月に「安芸市教育の日」を設け、全ての学校を対象に地域への公開授業を終日実施します。広報紙の折込チラシに各学校の取組を紹介し、道徳の時間の公開等（市広報への関連記事の掲載）をします。そして、家庭・地域と連携して道徳教育の推進及び教育への地域の関心を高める取組に努めます。

#### (4) 家庭の教育力の向上

教育の原点は家庭にあり、家族の触れ合いを通じて、基本的な生活習慣、豊かな感性や情操等の基盤は家庭で培われます。家庭教育への支援を積極的に推進し、全ての教育の基盤となる家庭の教育力の向上に努めます。

##### ① 保護者同士・異世代の交流の促進

学校行事やPTA活動・地域行事等への参加を呼びかけ、就学時健康診断や入学説明会などの機会に、悩みを共有し合ったり交流したりすることで、保護者同士のつながりを促進します。

また、保護者同士の交流を通して、多様な価値観に触れたりアドバイスを受けていたりすることで、心の支えを実感しながら保護者自身が成長できるよう支援します。

##### ② 子育てに関する情報の提供

子どもの発達段階に応じたしつけや食生活の改善等、基本的な生活習慣に関すること、人間関係づくりや体力づくり等、子育てに関する情報を広報紙、学校通信や学級通信等を通じて提供します。

##### ③ 将来親になる世代への子育て学習や体験機会の充実

小さな子どもの世話をする経験がないまま親になることへの不安や悩みを緩和するためにも、親になる世代（中学生）を対象とした子育ての体験学習など、乳幼児に直接接する体験学習に参加することは貴重な機会です。乳幼児への理解を深め、命の大切さを学び、親にとって自分（子ども）がかけがえのない存在であることを実感するとともに、親子の絆を強めるような体験機会の充実に努めます。

### 3 PTAとの連携強化

#### (1) PTA活動の促進

PTA活動は、家庭と学校をつなぐ重要な活動であり、子どもたちの健全育成に向け、地域の実態や課題などに即した特色のある活動に取り組み、その充実を図っていきます。そのため、PTA活動において、家庭と学校とが子どもたちの幸福と健全な成長を図るため、相互協力・相互研修の場を展開し、保護者と教職員が丸となって子どもに対する視野を広げ、理解を深めることによって今日的課題の解消に向けた取組を進めます。

##### ① 家庭と学校との連携強化への取組

PTA総会や学級懇談会などを通じて学校運営や教育方針への共通理解を図ります。また、PTAと学校が子どもたちの実態から、学校教育

との関連において、保護者の意見や要望に十分耳を傾け、学校運営に反映させるとともに、両者の連携の強化と連帯感の醸成を図ります。

## ② 広報活動の推進

P T A行事や学校行事の様子を広く知らせるものとして広報紙を充実させ、P T A活動に対する共通理解と意識啓発を行っていきます。

## ③ 特色あるP T A活動の展開

保護者が安心して子育てを行うためには、保護者同士のつながりや学び合いが大切です。保護者が一層P T A活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、家庭教育に関することや地域の教育環境改善のための取組など、P T Aの各部会が中心となって、特色のある活動の展開を促進します。

## 4 子どもたちの夢や志をかなえる基礎となる力の育成

子どもたちがそれぞれの立場でしっかりとした将来を切り拓くためには「人とつながる、人を思いやる、人の役に立つ」ということを大事にしながら、それぞれの志を育んでいかなければなりません。子どもたちが様々な経験をし、多くの人と触れ合うことを通じて、生き方について考えるようにするには、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが求められています。子どもたちが勤労観、職業観を自ら確立するとともに、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献することができるキャリア教育を支援します。

### (1) 社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成

豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進や特別活動、総合的な学習の時間、職場体験活動等を通じて、児童生徒に発達段階に応じた勤労観や職業観、将来の自分と社会との関わり方や生き方について考えさせ、主体的に進路選択を決定できる能力や態度の育成に努めます。

### (2) 進路指導体制の確立

個性や能力など本人の特性や将来の進路希望等を踏まえながら、保護者との連携のもと、個に応じた進路ガイダンスに努めます。

## 第4章 生涯学習

### 第1節 生涯学習の意義

#### 1 生涯学習の基本的な考え方

昭和40年に、ユネスコの「成人教育推進国際委員会」においてポール・ラングランが、生涯にわたって様々な場や機会を通して行われる教育を統合してとらえる「生涯教育」の考え方を発表してから半世紀が過ぎました。

生涯学習とは、市民一人ひとりが生涯を通じ「生活の向上」や「職業能力の育成」、「生きがいの発見」等、自己実現のために、その自発的意思に基づいて、自分に適した手段や方法を自らが選び、生涯を通じて行う自由で広範な学習です。

その学習活動は、学校や社会において意図的・組織的に行われる学習だけではなく、家庭における日々の活動や地域における活動、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動等、社会生活の全ての分野に及びます。

また、生涯学習の主役は、市民一人ひとりです。自ら進んで学ぶとともに、人生のあらゆる時期に「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境が必要です。そして、学んだ成果が社会のために生かされる生涯学習社会を確立することが重要です。

本市は、安芸市総合計画基本構想（2016年（平成28年）3月策定）で、本市の目指すまちの将来像を『市民一人ひとりが幸せを実感し笑顔が輝く活力あふれる元気都市』と設定し、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせる“元気”なまちづくりを進めています。

そこで、家庭・学校・地域社会において、それぞれ行われている教育や学習活動を生涯学習として体系的にとらえ、様々な教育・学習機能を相互に関連させながら、「いつでも、どこでも、だれでも」進んで学習できる、主体者自らのライフステージに応じた学習活動を推進します。

#### 2 生涯学習と社会的背景

私たちを取り巻く社会状況は、情報化、国際化と急激にその社会構造が変化すると同時に、高齢化社会の進展や余暇時間の増大等、物質的に恵まれた生活環境を背景に、生活文化の向上、充実への諸要求は年々増大しています。

しかし、その反面、少子高齢化、世代間交流の減少、地域連帯意識の希薄化、産業構造の変化、環境問題等の社会的問題も増加してきています。

このような社会的背景のもとで、豊かで活力ある地域社会を築いていくた

めには、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」、すなわち、生涯学習社会の実現を図ることが重要です。

### 3 生涯学習をめぐる国の動向

教育基本法では、生涯学習の理念として第3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない。」とされています。

この教育基本法の理念を踏まえ、2013年（平成25年）6月に策定された第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示す第3期教育振興基本計画が2018年（平成30年）6月に閣議決定されました。

第3期教育振興基本計画（2018年度～2022年度）では、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目した次の5つの方針が打ち出されました。

1. 志と夢を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

### 4 安芸市の目指す生涯学習社会

社会構造の著しい変化がみられるなか、個性や能力を伸ばし、健康で生きがいのある充実した生活を送るため、市民一人ひとりが自発的意思に基づき、必要に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」自己に適した手段・手法で、生涯を通して学習し、自分自身を高めることができる「生涯学習社会」の実現を目指します。

そのためにも、家庭教育と幼児教育、各学校間、さらには学校教育と職業生活等の円滑な接続に努め、教育体系の多様化を含め、学校・地域の実情に柔軟に対応した教育を可能とする環境整備に努めます。

## 第2節 生涯学習社会づくりのための基本施策

### 1 生涯学習基盤整備の充実

近年、社会の成熟化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、人生にとって大切なものとして、心の豊かさや生きがいを重視する人々の増加が見受けられます。特に日進月歩で進化する情報技術や国際化への対応、自然災害等からくる社会不安や先行き不透明感から、絶えず新たな知識・技術を習得することが必要となってきました。

また、社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、家庭・学校・地域社会等において、個人やグループが様々な機会や手法・方法を利用して、多種多様な学習活動を行っています。

これらの学習活動を推進するため、学習者が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができる総合的な学習方策を確立するとともに、学習情報の提供や相談体制等、学習基盤の整備・充実に努めます。

#### 【現状と課題】

市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」自己に適した手段・手法で、生涯を通して学習し、自分自身を高めることができる環境を整備するため、2014年（平成26年）4月に「安芸市教育振興基本計画（平成26年度～平成30年度）」を策定し、学校・地域の実情に柔軟に対応した教育を可能とする環境整備、生涯学習に関する研究集会の実施や学習情報誌の提供などの基盤整備を進めてきました。

しかしながら、各種の学習機会が提供されているにもかかわらず、学習事の単独化・固定化・義務化が進行し、学習者が増加しない状況です。

また、今日の青少年の生活意識にみられる著しい個人生活への志向は、社会に対する無関心に繋がり、ニートやひきこもりといった社会問題に発展するとともに、市民の公共心、地域社会における連帯意識の希薄さなどにより、社会性・公共性のある学習課題への取組が不十分な状況になっています。

このため、関係機関が一体となって学習事業の体系を再編・整備拡充し、学習者にとって魅力ある学習プログラムを提供し、推進することが必要です。

#### （1）総合的推進方策

##### ① 学習権の保障

全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有しています。その権利は、あらゆる機会に、あらゆる場所において保障されるものです。

市民一人ひとりの学習権を保障し、それに必要な条件整備を図り、自主的に学習できる体制を推進します。

## ② 教育機能の連携

日常生活、職業生活、家庭生活に必要な知識・技術等は、社会のあらゆる場所、場面において習得されるものです。

このため、家庭教育、学校教育、社会教育\*のそれぞれの分野において、実態に即した連携体制を確立し、総合的に生涯学習を推進します。

\*学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

## ③ 行政分野の有機的連携

社会教育の充実をさらに図るとともに、関係する行政分野の積極的な理解と協力を求め、それぞれが所管している生涯学習関係の事業や施策の連携を図り、総合的な生涯学習を推進します。

## ④ 時代の変化に応じた学習プログラムづくり

経済の国際化、情報化による産業構造の変化や雇用情勢の変化、そして、若年者の就業意識の変化、進学者の増加、少子化による児童生徒数の減少、高齢化など、今日的課題に対応した学習プログラムづくりを推進します。

## (2) 推進体制

### ① 家庭・学校・地域社会の連携体制の確立

家庭教育、学校教育、地域社会での学習活動等で、今まで以上に協力と連携を図り、学習機会の整備を進め、各分野の役割や責任を時間的、空間的にも、幅広く相互に補充し合う立場からその役割を見直し、相互の関連を明らかにして連携体制の確立を図ります。

### ② 学習情報の共有と相談体制の整備

公共施設の窓口やインターネットなど、様々な学習情報が手に入る仕組みづくりを推進します。

そのため、情報活用環境の利便性・快適性を高めるとともに、相談に適切に対応できる体制の整備に努めます。

ア それぞれのライフステージを把握したうえで、効率的な学習情報の提供や共有に努め、広報誌やインターネットと連動した生涯学習の情報発信により、新たな学習活動に取り組むきっかけづくりを推進します。

イ 地域の総合的な窓口として、市民の学習ニーズに対して適切な学習支援を行う「生涯学習支援者」の配置等により、市民が最も適した学習機会を選択できるように努めます。

### ③ 生涯学習支援者・支援団体の育成・活用

生涯学習支援者・支援団体の育成や発掘・活躍支援等により、個人の情熱や能力が発揮され、「まちづくり」の主体となる「人づくり」を通じ市民活動が活性化される体制の整備に努めます。

ア 多彩な生涯学習の講師・支援者が地域の人材として様々な能力や要望に合った活躍ができるよう、地域人材の発掘と育成、情報の共有、交流の機会の設定を支援し、生涯学習に関する人材を活用する事業の活性化に努めます。

イ まちづくり団体やサークルが行う学習事業等への補助等の意義・効果についてのあり方を検討し、生涯学習を通じたコミュニティ関連組織の育成を促すことで、学習支援の関係づくりやまちづくりへの働きかけに努めます。

### ④ 推進体制の充実

市民が学習活動を通して、集い交流し合うなかで、市民と行政の協働で、「人づくり」、「組織づくり」、「まちづくり」を考え、自然に参画する「生涯学習とまちづくり連鎖によるネットワーク」の環境を整備します。

また、計画や事業の実施にあたっては、外部の意見を聞く機会をできるだけ設け、客観的に評価をしてもらうことで、細かく軌道修正しながら改善していく体制の整備に努めます。

## 2 生涯各期における生涯学習の推進

私たちは、乳幼児期から高齢期に至る生涯の全ての発達段階において、学校・家庭・地域社会における様々な教育機能を通じ、知識・技術を習得し、情操を培い、心身の健康を保持・増進するなど、自己の形成と生活の向上等に必要な学習の機会を求めています。

### (1) 乳幼児期

乳幼児期は、人間の一生を左右する基本的な心身の発達とともに、人間としての基礎が形成される最も重要な時期です。この時期の子どもにとって、保護者や周囲の人との関わりが非常に大切であり、基本的な生活習慣や自立心の芽生えをどう育てるかなど、子育てに対する保護者の学習が大変重要になります。

しかし、核家族化や地域の連帯感の希薄化等から、保護者自身が育児や家庭教育について学習する場や機会が少なくなり、子育てへの不安や悩みを抱える保護者が増えています。

また、保護者の生活時間が優先され、子ども本来の生活のリズムがつくりにくい家庭も見られ、家庭の教育力の低下が指摘されています。そして、少子化等の影響により、家庭内での兄弟姉妹同士での遊びや、地域内での集団遊びができない状況になっています。

そこで、保護者が乳幼児期の子どもとともに参加でき、成長に応じた家庭教育について学習したり、相談できる場や保護者が集まる機会を設け、家庭の教育力を高めることが求められています。

そのために、健全な心身の発達の基礎を培い、家庭や地域でのふれあいや豊かな自然等を通して、情緒豊かな子どもを育成するための学習の機会や支援体制の充実を図ります。

### ① 保護者の学習機会の充実

子どもが明るく健やかに育つには、保護者が十分な役割を果たし、愛情を注ぐことが重要です。

出生前の保健指導から乳幼児健診、子育て相談、育児講座等、子育てで楽しくなる学習の機会の拡充に努めます。

### ② 家庭教育の充実

少子化・核家族化や保護者の就労形態の多様化等により、家庭の教育力の低下が言われているなかで、発達段階に応じた学習や相談体制の強化等、家庭や地域での子育て環境の向上に努めます。

### ③ 健やかな心の育成

子どもの成長に応じた子育て講座や保育所を活用した体験入所の利用等で、保護者の子育て不安を解消することが重要です。

保護者が子育てを楽しみ、スキンシップを通じて子どもの安定した心の育成に努めます。

また、一時保育\*1やファミリーサポートセンター「みるきい」\*2の活用など保護者自身のリフレッシュの機会を設けることも大切です。

\*1 出産、急病、看護、冠婚葬祭、一時的な仕事や保護者のリフレッシュなどの場合に児童を保育所などで一時的に預かること。

\*2 子育ての助け合いを行う有償ボランティア組織。

## (2) 青少年期

子どもが健全に育つには、家庭や地域で人とふれあい、多くの経験を通して豊かな人間性を養うことが大切です。しかし、少子化・核家族化が進み、地域においては子ども同士で遊ぶ機会や大人との交流も少なくなり、様々な体験や人との交流を通じて子どもの「生きる力」を育む環境づくりが必要となっています。

また、青少年の犯罪や非行が低年齢化するとともに、メールなどによる

いじめや不登校問題、不審者の出没等、子どもを取り巻く環境は複雑化しています。

青少年の健全育成、児童生徒の安全確保のために、家庭・学校・地域・行政が一体となり、青少年や児童生徒を守り育てる取組を進めます。

#### ① 豊かな心の育成

社会性を身に付けて、お互いの存在を認め合い、協力し合う子ども社会の回復を図るため、家庭・学校・地域・行政が一体となって、遊びを含めたふるさと学習や環境学習等を通して、健全で豊かな心の育成に努めます。

#### ② ふるさと教育の推進

ふるさとの自然、歴史、文化、産業をテーマに、「地域で学び、地域を学ぶ、地域の人に学ぶ」機会の充実に努めます。

#### ③ 社会参加の促進

年齢とともに活動分野が「学校」から「社会」へと変わるなかで、その活動の場は「職場」だけでなく「地域」にも広げることが重要です。

このため、社会活動への参加が促進される社会性、公共性のある学習活動の提供に努めます。

#### ④ 自主的学習の推進

様々な機会や手段・方法を利用して、自ら適切な学習機会を選択し、自主的な学習を進めることができる環境整備を推進します。

#### ⑤ 世代・地域間交流の拡充

社会においては、幅広い世代の人々が、住みよい地域社会を築くための自主的な地域活動が必要です。

地域内外・世代を超えた交流機会の積極的な拡充を図ります。

### (3) 成人期

生涯において最も期間が長く、人生の中心となる時期であり、それぞれのライフスタイルをもち、責任と信頼を得て、家庭・職場・社会と幅広い活動を行う時期です。

成人期の人たちが、自分の人生を豊かで健康なものにするために、仕事等にも役立つ知識や技術を身に付けたり、自己の向上を図る様々な学習機会の充実が求められます。

また、社会の一員として、さらには指導的な立場で、地域の学習活動に参加し、地域を見つめ直し、関わりを深めながら、地域の発展や活性化に

つながる学習や活動を生み出すことが必要です。

#### ① 自発的学習活動の推進

高度情報化や能力開発に対応するため、個々のニーズに合った学習機会を設け、自らが積極的に知識・技術の習得や教養を高める学習活動を推進します。

#### ② 社会活動の推進

地域の担い手が不足していくなか、地域活性化のためには、成人層の活発な社会活動が不可欠であり、社会活動の中心としてその能力を存分に発揮することができる場づくりを推進します。

#### ③ サークル活動の推進

社会や職場のサークル活動を通じて、人間の友愛や仲間づくりを進めることができる学習活動を推進します。

### (4) 高齢期

退職等により今までの仕事に区切りを迎え、新たな人生を歩み始める人たちは、時間の余裕があり、自らの向上とともに、多くの人との交流の機会を増やすなかで、仲間づくりを進め、社会参加を積極的に行い、自らの豊かな知識や経験を生かす時期でもあります。

高齢期の人たちが、元気に年齢を重ねていくには、自らが健康について認識を深め、健康を保持することのできる社会づくりが求められています。

また、地域社会の貴重な財産でもある高齢期の人々の豊富な知識や経験を地域づくりに生かし、次の世代へ受け継いでいくことのできる社会づくりも必要です。

#### ① 生きがい活動の促進

生活の質を維持し、豊かに暮らすために、社会との交流を図り、社会的役割をもてる環境づくりを推進するとともに、高齢者の知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動を推進します。

#### ② 高齢者の技術・能力の活動

高齢者が学習者となるだけでなく、人生の先輩として生涯で培ってきた技術・能力・生活の知恵等を、指導者となって幅広い世代に地域の財産として伝える機会の拡充に努めます。

### 3 家庭教育の推進

家庭教育は子どもが初めて出会う教育であり、全ての教育の原点とも言えます。ひと昔前は、子どもは大家族のなかで育ち、いろいろな人とコミュニケーションが自然にとれる環境にありました。

しかし、近年、家族は核家族化し、機能が多様化するなかで子どもも保護者も忙しくなり、なかなか家族がそろうことも少なくなっています。子どもと保護者がじっくり向き合って、コミュニケーションをとること自体難しい状況にあるといえます。

そこで、家庭・学校・地域社会が連携し、地域ぐるみの教育力の回復を図るとともに、「親と子」のふれあい活動の充実に努めていきます。

#### 【現状と課題】

家庭は、社会生活のなかで最少単位の集団です。子どもにとっては成長・安らぎの場であるとともに、基本的な生活習慣の確立、自己の確立、豊かな個性など人格を形成していく教育の場でもあり、生涯を通して極めて重要な役割を担っています。

近年、保護者の就労形態や核家族化などを原因とする孤立化や、育児の不安や戸惑い、経済的不安等、家庭環境に起因する「児童虐待」が増加しています。これは、従来からあった地域の結びつきや共同体意識の弱体によって、実践的な知識や方法を学ぶ機会が減少していることなどが要因の一つとなっています。

このような社会構造や子育て環境の変化に対応するため、「いつでも、どこでも、だれでも」育児情報が取得できたり、相談できるシステムが必要です。

#### (1) 親の学習機会の充実

##### ① 学習機会の設定

子育ての知恵や育児の相談の場として、子育て経験者の活用、親子教室、グループ活動等の学習機会の設定に努めます。

##### ② 情報が収集できる体制づくり

情報通信機器を利用し、家庭や職場からでも情報が収集できる体制づくりを推進します。

#### (2) 家庭教育環境の充実

##### ① 教育機能の充実

家庭・学校・地域・行政が一体となった教育機能の充実に努めます。

## ② 交流できる場づくり

子育て中の親同士がともに学習し交流できる場づくりを推進します。

## ③ 連帯し合える場づくり

地域社会から抜けがちな子育て中の親世代も、地域の人々と交流し、連帯し合える場づくりを推進します。

### (3) 親子ふれあい活動の推進

#### ① 親子ふれあい事業

命の尊さを学ぶための親子ふれあい事業等の実施に努めます。

#### ② 学習会、各種スポーツ大会

家族相互の心のふれあいを大切に  
するため、親子で参加できる学習会、  
各種スポーツ大会を推進します。



### (4) 体験学習の推進

#### ① 野外活動事業

緑あふれる自然環境を活用した、野外活動事業を推進します。

#### ② 伝統文化や地場産業

先代から受け継いだ伝統文化や地場産業を体験する学習活動を推進します。

## 4 学校教育との連携

少年期の教育は、心身・情緒・知性等あらゆる面で人間形成の基礎となる重要なものであり、家庭・学校・地域・行政の連携のもとに良好な教育環境を整えることが重要です。

そのためには、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を明確にしていくことが大切であり、その際は、地域により子どもたちの教育環境が異なっているため、それぞれの地域の実情に応じた役割分担と連携のあり方を考えていく必要があります。

### 【現状と課題】

近年、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。家庭や地

域社会の教育力の低下により、基本的な生活習慣や社会性が十分身に付いていない傾向が見られます。また、自然とのふれあいも少ないため、心身のたくましさや備えた子どもたちが少なくなってきました。

次代を担う子どもたちの学力・体力の一層の向上を図るためには、学校・家庭・地域・行政が一体となって力を結集し、地域ぐるみの教育の機会を増やす必要があります。

また、生きる力や他人を思いやる豊かな心をもった、心身ともに健康な人間形成のための総合的な教育内容・指導体制の充実が重要です。

### (1) 学校について

学校における教育や学力の考え方と、それを身に付けるための方法、また、学力を身に付けていくうえで児童生徒が直面している課題等を、家庭、地域に示し、それぞれができることは何かを話し合っていくことが大切です。話し合いを通じて、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を明らかにし、連携して子どもの教育を行っていきます。

### (2) 家庭について

子どもたちにとって家庭は、自己をつくる大切な場であり、生活環境が大きく影響するため家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。

一部では、過保護、過干渉的な傾向が見られる一方、放任状態の家庭が見られるなど、子どもたちの生活する家庭は様々ではありません。

その点を認識したうえで、現在の子どものための課題に焦点を絞り、その課題を家庭でどのように取り組んでいけばよいかを、教育行政機関や学校が、意識的、継続的に家庭に伝えていくようにします。

また、課題解決に関係諸機関の支援が必要な場合もあることから、教育行政機関、学校とその他関係諸機関等との連絡体制を明確にしていきます。

### (3) 地域社会について

学校と受け入れ側との意思疎通が十分でなく、せっかくの体験活動の場が十分に生かされていない状況もあります。学校が地域に「何をして欲しい」かを明確に伝えるとともに、受け入れる側も「何ができ、何ができない」かを伝えていくことが必要です。

学校と地域が連携するために、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）・地域学校協働本部など地域ぐるみの教育支援活動を充実させていきます。

なお、子どもたちの地域での活動を進める際には、子どもたちの自主的な活動となることを重視していくことが、継続的な活動とするためには重

要です。

## 5 公民館活動の充実

地域住民の学習ニーズは、ますます多様化・高度化しており、地域、学校、行政、関係機関、各種団体等との連携・協力を図りながら、地域住民が求める身近な学習や交流の場の拠点施設として、公民館活動を充実させることが重要です。

今後、公民館を各地域における生涯学習センター的な役割をさらに強めるために、幅広い世代による利用等、特色ある活動の推進を図るとともに情報化等に対応した設備の充実に努めます。

### 【現状と課題】

本市は、地域単位に公民館（19 館）を設置しています。このなかで、生涯学習活動の一層の推進を図るため、公民館活動指導員（10 館）を市独自に配置し、地区民運動会や文化祭、各種スポーツ活動、防災活動等、地域に根ざした公民館活動を展開しています。

しかしながら、公民館が設置された時代とは、その背景や社会の構造、国民意識やその成熟度が大きく変わってきており、公民館の役割や取組のあり方等について見直しが必要となってきました。

今後は、社会の要請に的確に対応し、子どもや若者、働き盛りの世代の人も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上等を中心としたコミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点へと大きく変わっていくことが求められています。



### （1）地域で学ぶ拠点づくり

#### ① 特色ある活動の推進

ア 地域の伝統、文化、自然、産業等、地域の個性を生かした学習を推進します。

イ 自然体験学習等、地域住民や親子がふれあうことのできる学習を推進します。

ウ 地域社会における連帯意識を強化するため、学習会やスポーツ大会等を推進します。

## ② 指導体制の充実

- ア 公民館長及び主事の交流会、研修会の充実に努めます。
- イ 魅力ある学習プログラム提供のため、研修等により活動指導員の活動の充実を図ります。
- ウ 地域の伝統、文化、産業を学習するため、経験や知識を有する高齢者等の活用による学習体制の整備に努めます。

## ③ 公民館・集会所の計画的な整備

- ア 公民館施設の整備や事務機器等の計画的な整備を図ります。
- イ 公民館の補完施設としての集会所の整備を図ります。

## (2) 地域防災学習等の推進

災害時における避難所として、公民館は大きな役割を果たします。しかし、その対応は突然であり、想定外のことも少なくありません。近い将来、必ず起きると言われる南海トラフ地震はもとより風水害等に備え、日頃から自主防災組織と連携・協力した防災学習を推進します。

## 6 スポーツの振興

国においては、2011年（平成23年）8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、2012年（平成24年）3月に今後のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」が策定され、2015年（平成27年）10月にはスポーツ庁設立、2017年（平成29年）3月には「第2期スポーツ基本計画」が新たに策定されました。

また、県においては、国の動きや本県のもつ課題に対応し、新しい時代に即したスポーツ振興を図るため、国の計画を参酌し、2013年（平成25年）11月に「高知県スポーツ推進計画」が策定され、2018年（平成30年）4月に「第2期高知県スポーツ推進計画 Ver. 1」に改定されました。

生涯にわたって、健康で明るく豊かで活力に満ちた充実した生活を送ることは、多くの市民の願いです。そのため、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、日常化を図ることは、現代社会において欠かすことのできないものです。

スポーツは、ただ単に健康や体力の維持増進を促すばかりでなく、青少年の健全育成や地域社会の再生などにも寄与するものであり、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備することは大きな意義のあるものです。

そこで、誰でも気軽に、家族ぐるみで容易に参加できる地域のコミュニケーションとして「みんなが楽しめるスポーツ」の普及と、市民一人ひとりの心と

体の健康に根ざした自主的な健康づくりの機運を高めていきます。

### 【現状と課題】

本市は、安芸タートルマラソン全国大会や各種スポーツ大会、スポーツ教室等を積極的に開催するとともに、地域でも学校開放事業と合わせて公民館活動等にスポーツ活動が取り入れられています。



また、幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・競技レベルに合わせて、

様々なスポーツにふれる機会を提供することを目的として、2010年（平成22年）3月に総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」が設立され、スポーツ人口の拡大及び普及が図られています。

2019年（平成31年）1月には、市体育館内に誰もが手軽に運動や健康づくりができる施設として、ランニングマシンや筋力系器具、フリーウエイト器具などを備えた「トレーニング室」の整備も行いました。

しかしながら、各種スポーツ大会や教室等への参加人数は横ばい、あるいは、減少傾向にあるとともに、高齢化や固定化が著しい状況であり、生涯各期に応じたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充及び指導体制の充実等をより一層図る必要があります。

## （1）地域ぐるみでの市民総スポーツ運動の展開

### ① スポーツ環境の整備

いつでも、だれでも、気軽に各自の興味・関心、年齢、体力に応じて継続的にスポーツに親しむことができるよう、安芸市スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」と協力してスポーツ環境の整備を図ります。

### ② スポーツ交流

地域間はもとより、市内外とのスポーツ交流を進めることにより、スポーツ人口の拡大に努めます。

## （2）ニュースポーツ\*、レクリエーションの普及と団体育成

### ① ニュースポーツやレクリエーションの普及

生涯各期のニーズ、体力などに応じた、容易で親しみやすいニュースポーツやレクリエーションの普及に努めます。

\*誰でも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。日本独自の表現で、近代スポーツに代わる（新しいスポーツ）という意味。



## ② 来楽部あつきいな

地域住民が自主的、自立的に運営する多種目、多世代型の総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」の育成・支援に努めます。

## ③ 普及啓発活動

潜在的なスポーツニーズの掘り起こしのための普及啓発活動を推進します。

## (3) 指導者の育成、組織強化

各種講習会等への参加により、指導者の意識や技術の向上を図るとともに新たな指導者の育成に努め、体系的な組織づくりを推進します。

## (4) 小中学校でのクラブ・部活動の推進

### ① クラブ・部活動の支援

必要に応じて、外部指導者やボランティア指導者等の協力により、クラブ・部活動の支援に努めます。

### ② 学校体育との連携

生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育成するため、生涯スポーツ・競技スポーツと学校体育との連携を図ります。

## 来楽部あつきいな 会員数推移

### H27年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	231	女性	122	男性	109	単位：人							
10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上								
43	34	4	19	15	20	50	46								
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
6	37	9	25	2	2	15	4	10	5	13	7	39	11	28	18

### H28年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	223	女性	140	男性	83	単位：人							
10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上								
34	22	5	20	18	26	58	40								
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
11	23	12	10	3	2	17	3	9	9	18	8	48	10	22	18

### H29年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	276	女性	160	男性	116	単位：人							
10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上								
71	48	0	18	13	24	62	40								
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
28	43	13	35	0	0	13	5	7	6	17	7	50	12	32	8

## 7 文化芸術の振興

文化芸術\*を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであります。また、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

経済的な豊かさのなかにながら、心の豊かさを求める人々の意識は年々高まり、人生に楽しみと潤いを求め、文化芸術活動を積極的に行う人々が増えています。

文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を市民の身近なものとし、それを尊重し大切にすよう包括的に施策を推進していきます。



\*2001年（平成13年）に制定された国の文化芸術振興基本法にない、音楽、舞踏、演劇、美術、伝統芸能、文学、華道、茶道、書道等を基本としながら、史跡をはじめとする文化財、民族芸能や習俗、食文化等の歴史文化資源や、魅力あるまち並み・景観の保護等も含めた、広範な解釈のこと。

### 【現状と課題】

本市は、先人から受け継いだ歴史的・文化的資源をもとに、「歴史と文化の香るまち」として、特色あるまちづくりに取り組んでいます。

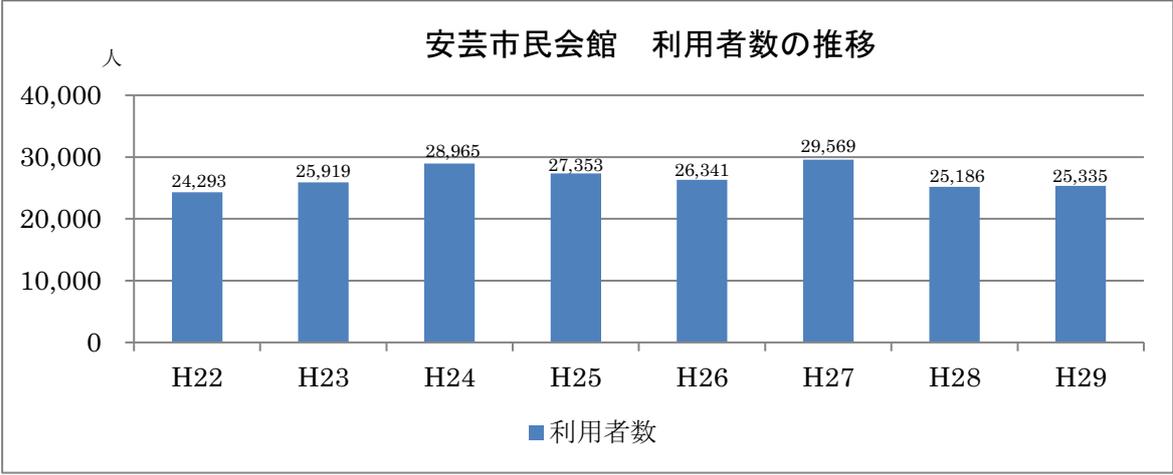
童謡の作曲家弘田龍太郎の生誕地であることから、童謡にちなんだ心豊かな地域づくりを進めています。

また、川谷横雲・尚亭兄弟や、手島右卿・高松慕眞・南不乗3兄弟等、多くの書の大家を輩出していることから、1982年（昭和57年）に全国初の公立書道美術館を開設し、全国書展、全国書展高校生大会、高知連合選抜書展等の開催を通して、書道文化の普及・振興に取り組んでいます。

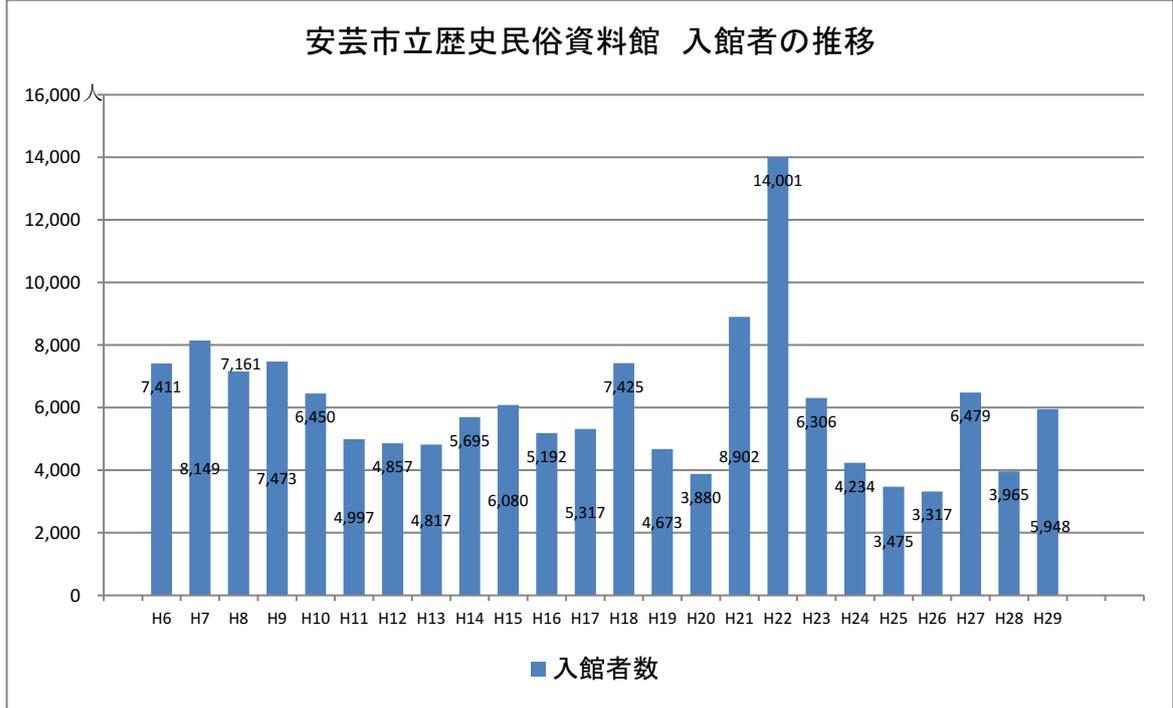
また、2012年（平成24年）7月には、土居廓中地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたこともあり、新たな視点からの文化財の保存と活用が重要となっています。

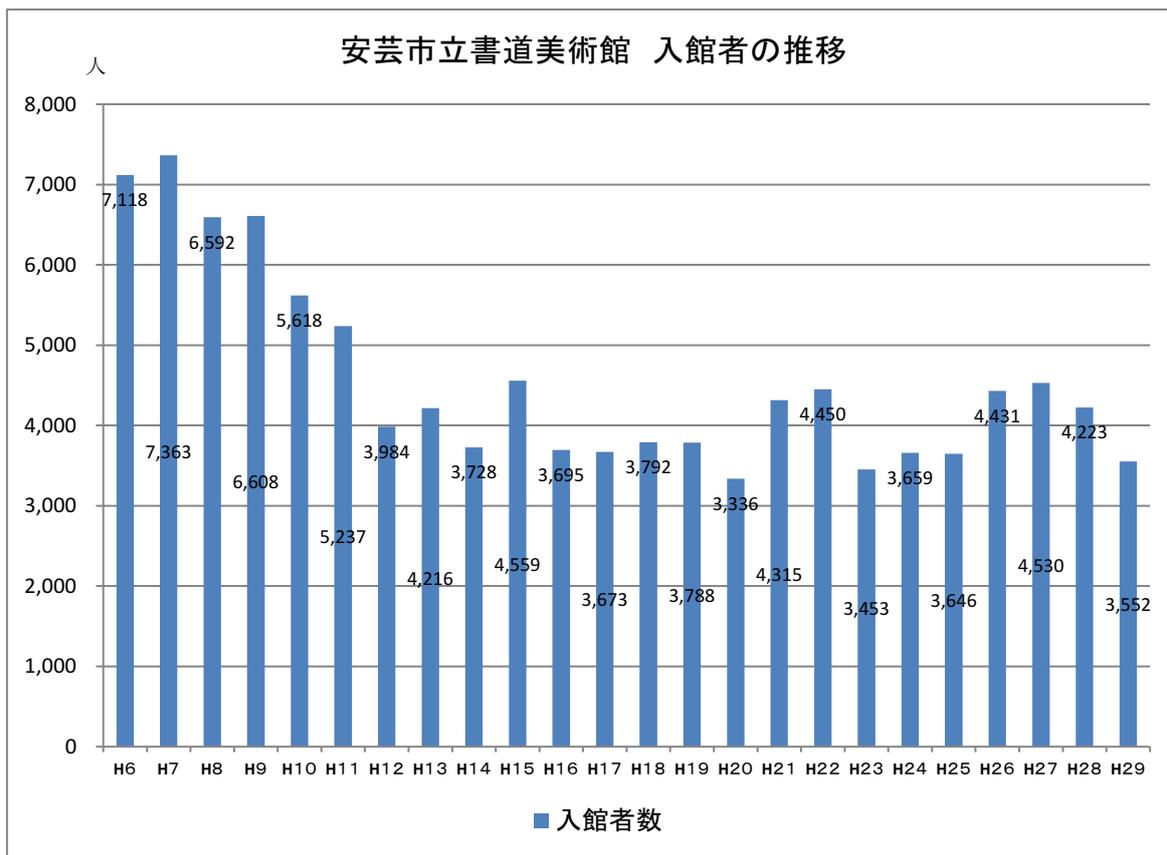
このほか文化芸術の各分野においては、種々の市民サークルが組織され、趣味や生きがい対策として活発な活動が行われています。

しかしながら、地域の伝統行事や祭り、芸能等は、過疎・高齢化の進展や地域活動の衰退等で、次第に失われつつあるのが現状です。



【安芸市立歴史民俗資料館】





#### 【安芸市立書道美術館】



#### (1) 市民による安芸文化の創造

##### ① 市民参加による文化芸術活動の促進

ア 市民サークル、団体等の自主的な活動の発表の場となる安芸市美術展覧会等の充実に努めます。

イ 多様化する市民の文化芸術ニーズに対応するため、まずは文化芸術情報の積極的な提供に努めます。

ウ 市民の文化芸術活動の推進を図るため、拠点となる施設の整備に努

めます。

## ② 童謡の里づくりの推進

安芸らしさあふれる地域文化創造のため、童謡に関する事業の展開及び交流等を推進します。

市立小中学校の昼休みの放送等で童謡が流れる取組を継続していきます。

## ③ 書道文化の振興

ア 先人が築いた“安芸の書道文化”を全国発信するため、全国書展等の更なる充実に努めます。

イ 書道文化の普及促進のため、後継者育成等の指導体制の充実に努めます。

## (2) ふるさとの歴史の継承

### ① 文化財の活用と保護意識の普及啓発

ア 歴史民俗資料館を拠点施設として郷土への誇りと愛着を育み、地域の文化財等を保存・活用した学習及び啓発活動を推進します。

イ 土居廓中伝統的建造物群保存地区保存計画に基づくまちづくりに努めます。

### ② 地域伝統文化の保存と継承

先代から受け継いだ貴重な地域の伝統行事や祭り、芸能等を保存し、後世に継承するため後継者の育成・支援に努めます。

### ③ 文化財グループ・人材の育成

歴史講座などを開催することで、文化財グループ・人材の育成に努めます。

## 【土居廓中伝統的建造物群保存地区の風景】



## 8 図書館等の活用を通じた生涯学習の推進

近年における急激な社会情勢の変化により、これからの公立図書館には、新たな視点に基づく役割やサービスが求められています。

従来の貸出中心のサービスに加えて、個人や地域の課題解決を支援する機能等も含めたレファレンスサービス\*の充実や、電子媒体の整備、家庭・学校・地域・関係機関等との連携強化など、図書館の情報提供能力を向上させ、地域の情報拠点として、知識や情報等を蓄積、保存、提供するとともに、それを住民が加工し、使いこなす情報リテラシー（管理・活用する能力）の向上に資するうえで、重要な役割を担っていくことが求められているなか、機能の強化や体制の整備を図っていきます。

\*図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

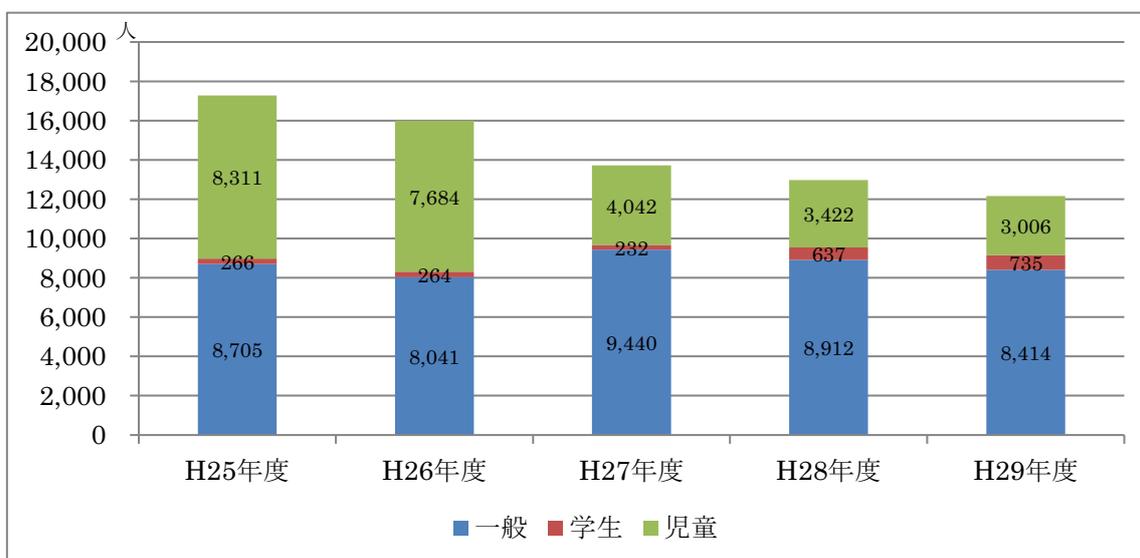
### 【現状と課題】

図書館が市民の情報拠点として有効に機能するためには、行政・医療・健康・福祉・ビジネス等、市民の必要とする情報をさらに集約させる必要があります。そのためには、情報を有している関係機関や団体に働きかけ、図書館の利点をアピールして、双方にメリットのある連携した取組を行っていくことが重要です。

利用者の利便性の向上を図るため、2015年度（平成27年度）からインターネットで予約、貸出、蔵書検索ができる図書館情報システムを導入していますが、周知が課題となっています。

急激な社会の変化に対応しながら、図書館が地域の情報拠点としての役割を果たすためには、図書館職員の資質や業務遂行能力の向上が求められ、そのための教育や研修機会を十分に確保することが必要です。

安芸市立図書館 利用状況の推移



#### (1) 情報提供能力や機能の強化

新鮮かつ多岐にわたる資料の整備、レファレンス機能と情報提供能力の強化、情報提供ツールの整備、電子媒体の活用などを進めていきます。

#### (2) 図書館の認知度と利用の向上

図書館を利用しない市民が大半であるという現状から、まず、もっと図書館のことを知ってもらい、図書館に足を運んでもらうことが必要です。

そのため、市のホームページや広報紙、民間の情報媒体等を通じて積極的に図書館をアピールするとともに、市民が楽しめるイベントや市民の役に立つ講演・講座を開催して、図書館の認知度と利用の向上を図ります。

#### (3) 関係機関・団体等との協力・連携体制の強化

2016年度(平成28年度)に策定した「安芸市子ども読書活動推進計画(第二次)」に基づき、家庭・学校・地域が一体となって読書環境を整備し、学校等と連携した取組を進めていきます。

#### (4) 全ての市民の立場に立ったサービス展開

図書館は、子ども・成人・高齢者・障がい者、外国人等、様々な人が利用します。また、年齢・職業・男女の別によってもそのニーズは異なります。

このため、それぞれの利用者に対するきめ細かなサービスの展開はもとより、館内の読書環境やサービス水準の向上に努めます。

また、交通事情や健康上の理由等で図書館の利用が困難な人に対するサービスについて検討していきます。

### 9 交流活動の推進

国際化や地方分権の推進等により、市町村の自立化とともにあらゆる分野で自らが考え、行動することが求められています。

そのため、地域外、県外、国外との交流を通じた豊かな人間性と幅広い視野をもつ地域の次代を担う人材を育成していきます。

#### 【現状と課題】

本市は、1990年度(平成2年度)に「人づくり交流事業」を開始し、1994年度(平成6年度)には「安芸市友好交流協会」を設立し、市民の自発的な交流活動を通じた人材育成に積極的に取り組んできました。

今後も、外国文化等との出会いを促進し、新しい文化の体験等による幅広い視野を培っていく必要があります。

また、産業・福祉・教育等あらゆる分野において、国内外や他地域との交流を推進し、地域の次代を担う人材の育成や地域づくりを進めることが重要です。

## (1) 交流による豊かな人づくり

### ① 人づくり交流事業の充実

- ア 姉妹都市等との文化・スポーツ交流を推進します。
- イ 情報交換や交流の場づくりのための交流事業のネットワーク化を推進します。

### ② 地域間交流の充実

- ア 地域産業の振興等を図るため、都市とのふれあい交流活動を推進します。
- イ 豊かな山・川・海を活用した自然体験学習を推進します。

### ③ 国際交流の促進

- ア インターネット等を活用し、日本の生活や環境等、自分たちの文化に関する情報発信の支援に努めます。
- イ 地域社会におけるサークル活動やイベントへの外国人の参加を推進します。

## 10 人権教育の推進

憲法では、「基本的人権として、個人の尊厳と法の下での平等」がうたわれており、今日まで様々な人権に関わる問題の解決に向けた取組を行い、一定の成果をみることはできましたが、いまだに、人権に関する様々な問題が存在しています。

21世紀は、環境、平和、そして人権の世紀と言われており、人権に関する課題を解決していくために、家庭・学校・地域・行政等のあらゆる場において、一人ひとりが社会の一員として、お互いに尊重し合い、幸福に生きる社会づくりを目指した人権思想の浸透を図っていきます。

### 【現状と課題】

人権問題については、今日まで様々な取組がなされ、人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。

しかし、同和問題をはじめとする様々な人権問題において、依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為が跡を絶たない状況にあります。2016年(平成28年)12月には「部落差別解消推進法」が施行され、

差別解消に向け、国や自治体が連携し、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査を行うことが求められています。また、IT社会の進展に伴い、インターネットを悪用した人権侵害等、社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じており、インターネットを利用するにあたっては、IT社会にふさわしい正しい人権感覚が問われています。

一人ひとりが社会の一員として、地域や生活を見つめ、障がい者や子ども、男女、人種等、相互の違いを認め、理解し合い、お互いに尊重して共生できる社会づくりを目指し、家庭・学校・地域・職場等のあらゆる場において、人権思想の浸透を図っていく必要があります。

## (1) 人権尊重の地域社会づくり

### ① 高知県人権施策基本方針で示されている人権課題の解決

同和問題をはじめとする女性・子ども・高齢者・障がい者・HIV感染者等・外国人・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害・災害と人権などの重要な人権課題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発等を推進します。

### ② 人権教育・啓発活動の推進

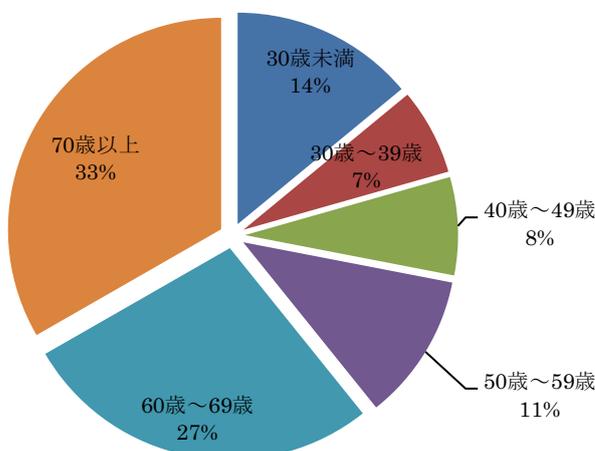
各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、市民館や公民館等を活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組を推進します。

### ③ 関係機関等との連携

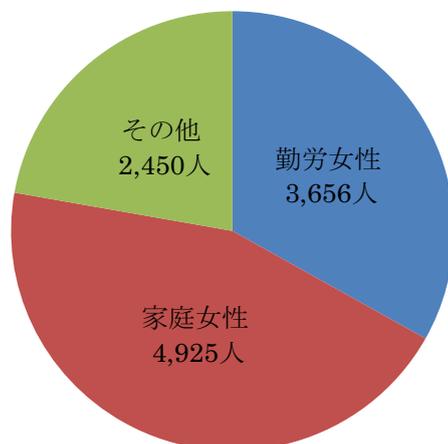
関係機関等と連携して人権教育や啓発施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に努めます。

## 安芸市女性の家 利用者状況（平成29年度）

利用者年代別構成



職業別構成



## (2) 男女共同参画社会の実現

### ① 男女の人権啓発の推進

生涯学習の場や企業・団体の研修等のあらゆる機会において、男女平等を実現するための教育・啓発を推進します。

### ② 自己啓発や社会参加のための研修や学習

社会参加を促進するため、能力開発の学習会や資格向上研修等を推進します。

### ③ 団体や指導者の育成

女性のグループ活動を支援し、その活動のなかで指導者を育成するとともに、女性が積極的に社会参画できる環境整備に努めます。

## 第5章 青少年育成

### 第1節 青少年の健全育成

#### 1 国の動向等

国では、青少年を取り巻く状況が変化するなか、青少年育成施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」が2008年（平成20年12月）に策定されました。

しかし、有害情報の氾濫等、子どもと若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等、子どもと若者の抱える問題は多様化、深刻化しています。こうしたことから、従来の個別分野における縦割的な対応では限界がある状況にあり、子どもや若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するため、子どもと若者の育成支援の基本法といえる「子ども・若者育成支援推進法」が2010年（平成22年4月施行）に制定されました。

特に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための体制の方針が明確に示され、関係機関が一体となり、総合的支援を推進することとされました。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、施策の推進を図るための大綱として、「子ども・若者育成支援推進大綱」が2016年（平成28年2月）に制定され、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、関係する国及び地方公共団体、学校、企業、地域等の間で相互に協力・連携し、社会全体で取り組んでいくこととされています。

また、高知県においても、非行防止対策を抜本的に強化するため、2013年（平成25年6月）に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉の関係機関が連携を強化し、一体となって取組を進めています。

#### 2 青少年の健全育成

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しています。インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、生活が便利になる反面、不健全な情報が氾濫し、それらの情報へ青少年が接触する危険性がさらに増大することも懸念されています。

また、いじめ、自殺、不登校、ひきこもり等の問題への対応も喫緊の課題です。こうした問題の解決に向けて、関係機関との連携により社会全体で取り組んでいくことが求められています。

#### 【現状と課題】

「家庭」は、青少年が温かい愛情に育まれながら心身の健やかな成長をし

ていくための重要な場です。

しかしながら、家庭を取り巻く社会環境の変化に伴い、家族のふれあいが減少し、家庭に安らぎやゆとりが少なくなったと言われてしています。

また、過保護、過干渉、放任等、家庭教育のあり方が問われ、児童虐待も深刻な問題となっています。今、市民一人ひとりが家庭本来の役割を再認識し、心の通う温かな家庭づくりを実践していくことが望まれます。

「学校」は、青少年の学力の向上を目指す場であるとともに、教職員や友人との人間関係づくりを通して、コミュニケーション能力や規範意識を学ばせたり、豊かな心を育む等、青少年の健全育成に大きな役割を担っています。

個々の青少年の状況に応じた指導や、個性と創造力を伸ばす教育に取り組み、知識の習得に偏ることなく体験を通して学ばせることで、様々な問題を解決する能力を育てていくことが求められています。

「地域」は、家庭、学校とともに青少年の健全育成に欠かせない役割を担っています。

「青少年」は、保護者や教職員からだけでなく、地域の大人からも人間関係や社会規範を学んでいきます。しかし、少子高齢化が進むなか、地域の関心や連帯感が薄れ、青少年の地域への関わりも少なくなってきました。青少年も大人も、地域社会の一員としての自覚をもち、世代を超えた交流を通して地域の中での役割を果たしていかなければなりません。

「行政」は、青少年を取り巻く状況を的確に把握し、情報を積極的に発信するとともに、青少年の健全育成に関わる総合的な調整を図り、有効な施策を遂行する役割を担っています。

## **(1) 心の通う温かな家庭づくりへの支援**

家庭は、社会の基盤であり、家族にとって最も心安らぐ居場所です。青少年が心豊かに成長するうえでも、家庭の役割は重要です。命を大切にす  
る心や基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会生活に不可欠な常識や規範の基礎となるしつけをすることも重要な役割です。

家庭がその本来の役割を果たすためには、保護者をはじめ大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもたちに愛情をもつと同時に、自分自身も成長していくという意識をもつことが大切です。

そのため、家庭・学校・地域・行政が連携して心の通う温かな家庭づくりの支援に努めます。

## **(2) 青少年の社会参加活動の推進**

青少年は、様々な体験や人との関わりの中で思いやりの心を学び、自立心を育て、生きる力を身に付けていきます。しかしながら、近年、地域社会の人間関係の希薄化等から、青少年の社会参加の機会が減少していることや、

コンピュータゲームの普及等から、疑似体験に比べ生活体験及び自然体験が不足していることなどが懸念されています。また、青少年の規範

意識の低下やマナーの悪さ等も指摘されています。青少年が社会の中で健康で心豊かに成長するためには、文化、スポーツ、レクリエーション等、様々な活動を通して地域社会の一員として認められていることを自覚するとともに、自分自身で生活できる力を育むことが重要です。また、多くの人々との交流をもつことで社会性を養うことも必要です。



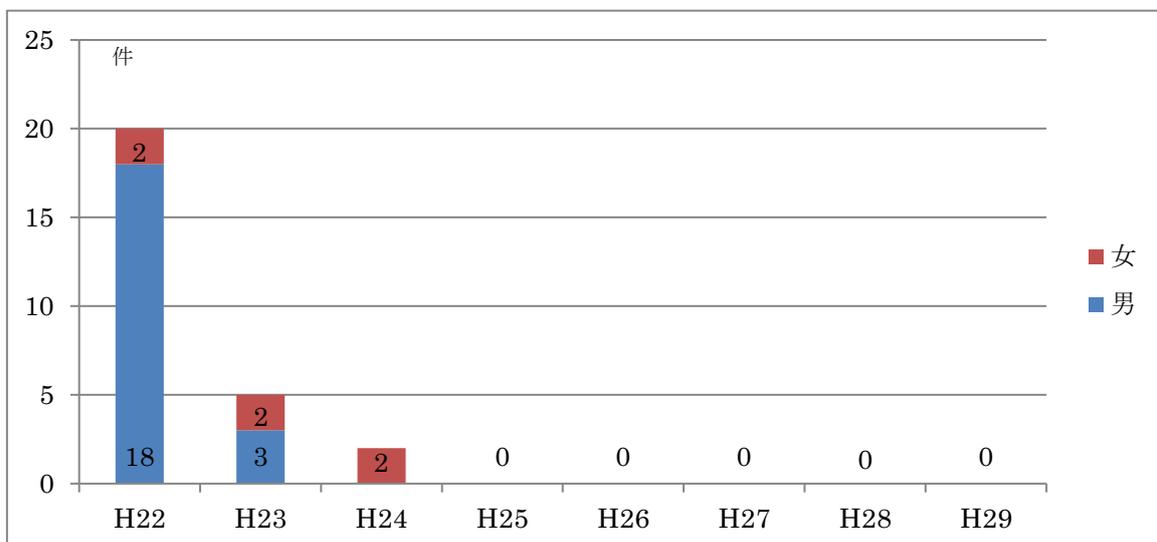
そのため、家庭・学校・地域・行政が連携して青少年の社会参加活動を推進します。

### (3) 健全な環境づくりと非行防止活動の推進

電子メディア社会の発展は、情報入手の簡便さとともに、情報の氾濫、疑似体験の増加等をもたらし、人間形成途上にある青少年にとって必ずしも望ましい状況とは言えません。青少年にとって危険なサイトは日々複雑化、巧妙化しており、青少年を被害から守るためには、常に監視し、対策を見直して行くとともに、青少年自身が電子メディアに潜む危険性について理解する必要があります。

そのため、家庭・学校・地域・行政が連携して健全な環境づくりと非行防止活動を推進していきます。

安芸市の補導件数の推移



### 3 放課後対策の充実

#### (1) 放課後子ども教室について

学校の放課後において、すべての子どもたちの安全・安心な居場所を確保するために、地域の多くの方々の参画を得て連携することで、様々な体験や交流活動の機会を提供しています。本市では、少年育成センターの年間行事も含めて、市内9カ所の学校の教室・体育館・近隣の公民館を教室として実施しています。各教室利用の子どもたちの全体の延べ利用者数は年間5千人を超えています。

子どもたちが学ぶ力を身につけるための学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる「放課後学びの場」として、充実を図ります。

#### (2) 学童保育所について

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。発達段階に応じた主体的な遊びや生活を通し、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等が可能となるよう、家庭、学校、地域等との連携のもと、取組を進めていきます。

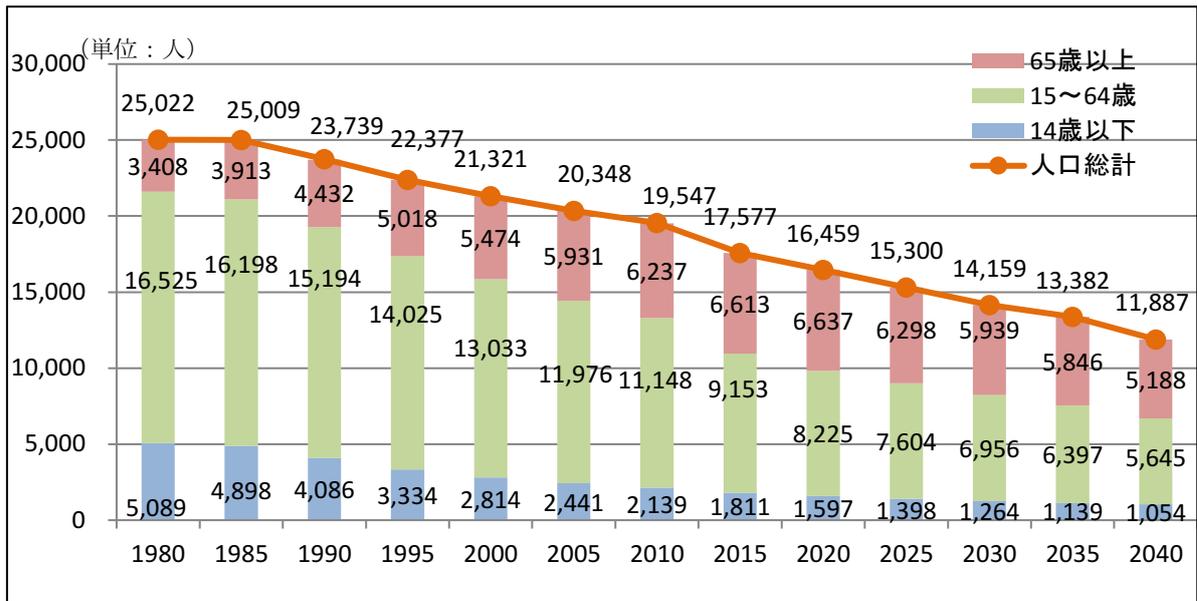
現在、市内3カ所の小学校区で実施していますが、今後一定の利用希望が見込まれる小学校区については、新規設置について検討していきます。

#### (3) 放課後子ども教室と学童保育所との連携について

放課後対策の取組をさらに推進させるため、放課後子ども教室と学童保育所とが連携し、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう取り組みます。

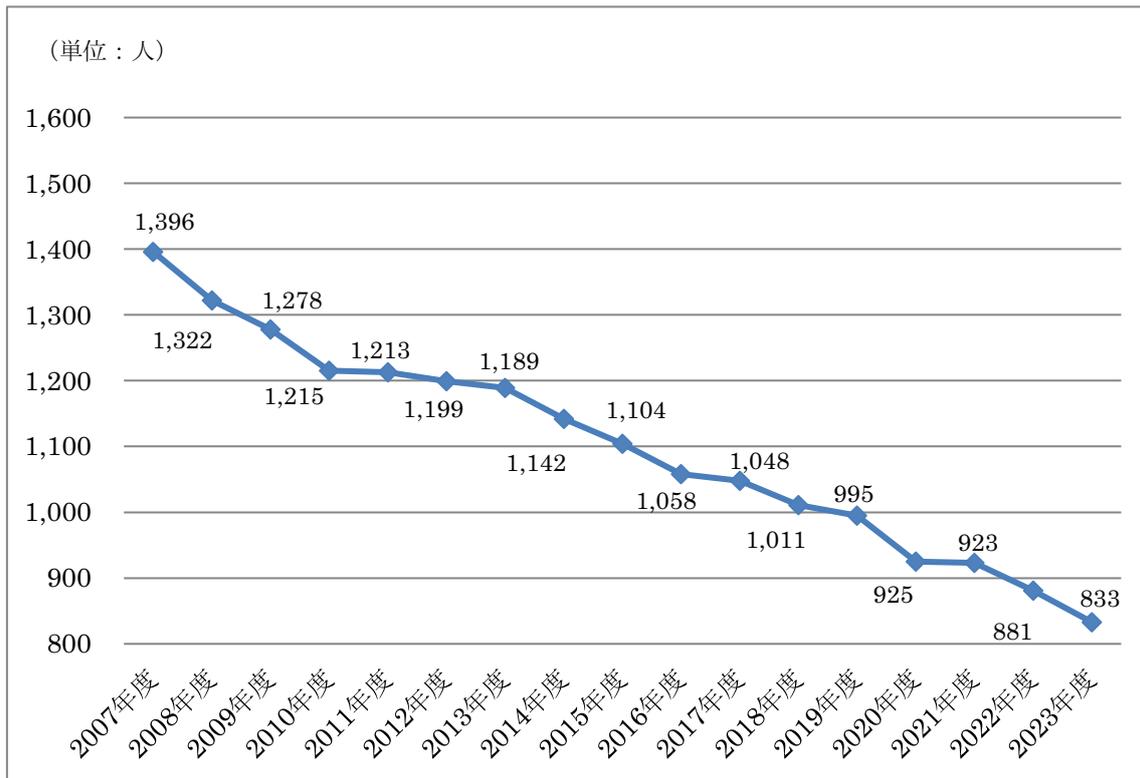
# 《資料》

【安芸市の人口推移及び人口推計】



※推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」より  
 ※人口総計には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計と合わない場合がある

### 【安芸市立学校児童・生徒数推移】



## 安芸市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 安芸市において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「安芸市教育振興基本計画」という。）を策定するため、安芸市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安芸市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、安芸市教育振興基本計画決定の日までとする。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見や説明、その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

## 安芸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	足達 雅彦	学識経験者（安芸市社会教育委員）	副委員長
2	有澤 清朗	学識経験者（安芸市体育会会長）	
3	吉岡 欣一郎	学識経験者（安芸市教育研究所所長）	
4	福本 かおり	安芸市小中学校PTA連絡協議会会長	
5	小松 一雄	安芸中学校校長	
6	岡松 治彦	川北小学校校長（校長会会長）	委員長
7	山岡 大二	安芸第一小学校校長	
8	米倉 竜仙	穴内小学校教頭（教頭会会長）	
9	山崎 美佳	福祉事務所長	
10	溝渕 恵子	川北保育所長	

《事務局》

藤田 剛志 教育委員会教育長  
植野 誠一 教育委員会次長兼学校教育課長  
長野 信之 教育委員会生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長  
秋山 真樹 教育委員会学校教育課長補佐兼学校教育係長  
井上 久美 教育委員会学校教育課指導主事  
谷 めぐみ 教育委員会学校教育課主幹